

**第3次大阪府子ども読書活動推進計画
(素案)**

平成28年 月
大阪府教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1 なぜ計画の策定が必要か（計画策定の背景）	2
（1）国の動き	2
（2）府のこれまでの取組み	2
（3）各種調査結果からみた大阪の子ども読書活動の状況	3
（4）第2次計画の成果と課題	7
2 計画の性格	9
3 計画の目標時期	9
4 計画を推進する体制	9
第2章 基本的な方針	10
1 基本理念	10
（1）子どもの読書活動推進の意義	10
（2）計画における読書活動の位置付け	11
2 子どもの読書活動推進のための基本方針	12
3 成果指標	13
第3章 子ども読書活動推進のための具体的方策	14
1 具体的な取組みの体系とその指標	15
2 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）	17
3 子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）	19
4 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）	21
5 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために	22
第4章 発達段階に応じた取組み、子どもの生活の場ごとに応じた取組み	24
1 子どもの発達段階に応じた取組み	24
（1）乳幼児期	24
（2）小学生期	25
（3）中学生期	26
（4）高校生期	27
（5）支援を必要とする場合	28
2 子ども生活の場ごとに応じた取組み	29
（1）公立図書館・図書室	29
（2）教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）	29
（3）学校	29
（4）保健センター	29
（5）家庭	30
（6）地域、街なか	30
3 施策一覧表	32
第5章 参考資料	36
1 子どもの読書活動推進の取組み等調査（詳細）	36
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	47
3 用語解説	49

第1章 計画策定にあたって

1 なぜ計画の策定が必要か（計画策定の背景）

（1）国の動き

平成 13 年、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）が施行されました。推進法では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、4月 23 日を「子ども読書の日」とすることなどが定められるとともに、国や地方公共団体の責務等について明記されました。

この法律を受けて、国は、概ね 5 年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第 1 次：平成 14 年～、第 2 次：平成 20 年～、第 3 次：平成 25 年～）を策定しました。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第 2 条 子ども読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（2）府のこれまでの取組み

この推進法に基づき、大阪府では、「大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を平成 15 年 1 月に、「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を平成 23 年 3 月に策定し、保護者への啓発や、市町村、学校等への支援、子どもの読書活動に関わる人材の研修等さまざまな取組みを進めてきました。

第 2 次計画期間中は、第 1 次計画期間中に進めてきた乳幼児の保護者への啓発、学校と公立図書館や読書活動ボランティアとの連携を一層強化して、「読んでみたいと思う本が子どもの周りにある」「本を紹介する人が子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境づくりに取り組みました。

【第 1 次計画期間中に取り組んだ主な施策】

- ・乳幼児の健康診査等において絵本の読み聞かせや紹介等を促進するための啓発リーフレットの作成及び配布並びに講習会の開催及びアドバイザーの派遣
- ・おはなしボランティア支援及び中学校へのおはなしボランティアの派遣
- ・府立図書館から府立高等学校への協力貸出の試行実施
- ・子どもの読書に関わる人々を対象とした研修、講演会及び交流会の開催

【第 2 次計画期間中に取り組んだ主な施策】

- ・学校図書館活性化ガイドラインの作成（平成 23 年 3 月）
- ・読書活動フォーラムの開催（平成 23 年 2 月～）
- ・公立図書館と学校との合同研修の開催（平成 22 年度～）
- ・子どもの読書推進活動支援員養成講座の開催（平成 24 年度～）
- ・就学前読書活動フォーラムの開催（平成 25 年度～）

- ・公立図書館の子ども読書活動担当者会の開催（平成 25 年度、平成 26 年度からは、児童サービス担当者連絡会に統合）

（3）各種調査結果からみた大阪の子ども読書活動の状況

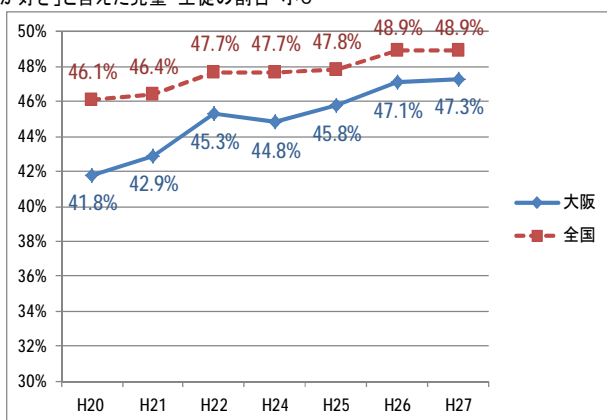
① 「全国学力・学習状況調査」(平成 20～22、24～27 年度、文部科学省)

上記調査のうち、子どもの読書に関する項目の調査によると、大阪府の「読書が好き」な子どもの割合はこの 5 年間で大きく伸び、「平日、授業以外で全く本を読まない」子どもの割合（不読率）とともに、全国平均より低い水準ながら、その差は縮まる傾向にあります。

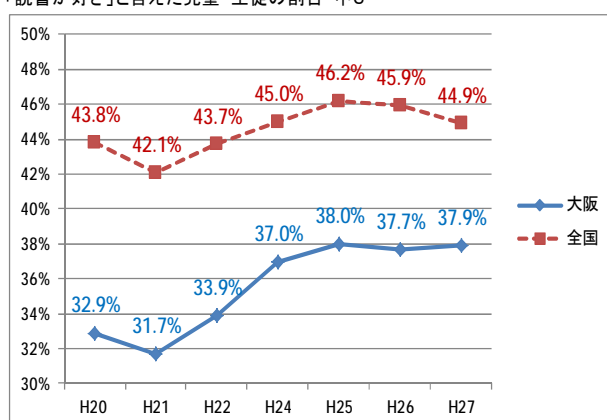
図表 1～4

■全国学力・学習状況調査結果(読書に関連する項目の経年変化)

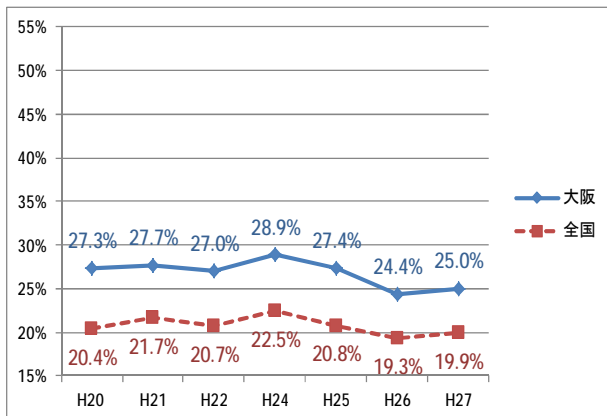
「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・小6



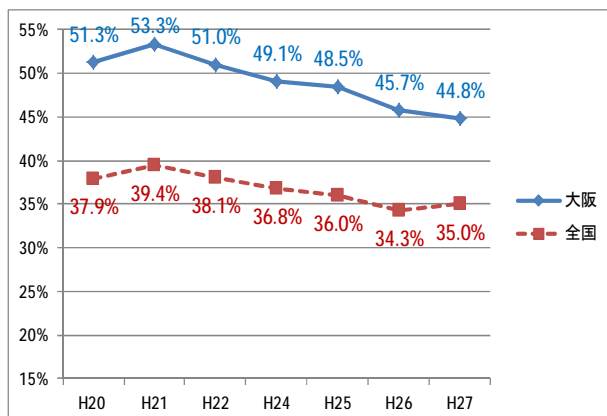
「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・中3



学校や授業の時間以外の普段の日(月～金曜日)に全く読書をしないと答えた児童・生徒の割合・小6



学校や授業の時間以外の普段の日(月～金曜日)に全く読書をしないと答えた児童・生徒の割合・中3



平成23年度は、東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

② 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省 平成 22、26 年度)

学校図書館図書標準(※1)の達成状況は、公立小学校・中学校ともに全国平均に達しておらず、その差が拡大しています。

また、公立学校における司書教諭(※2)の発令状況(12学級以上)は、小学校・高等学校については99%以上ですが、学校司書(※3)の配置状況については、小学校・中学校では伸びているものの、小学校、中学校、高等学校ともに大きく全国平均を下回っている状況です。

図表 5 学校図書館図書標準の達成状況

	公立小学校		公立中学校	
	大阪府	全国平均	大阪府	全国平均
平成 26 年度	31.9%	60.2%	30.0%	52.3%
平成 22 年度	32.7%	50.6%	30.0%	42.7%

図表 6 学校図書館の司書教諭の発令状況

公立小学校	12 学級以上の学校		11 学級以下の学校	
	大阪府	全国平均	大阪府	全国平均
平成 26 年度	99.3%	99.1%	46.4%	27.2%
平成 22 年度	98.3%	99.7%	43.4%	21.4%

公立中学校	12 学級以上の学校		11 学級以下の学校	
	大阪府	全国平均	大阪府	全国平均
平成 26 年度	96.5%	97.8%	38.5%	28.3%
平成 22 年度	96.6%	99.0%	41.4%	23.7%

公立高等学校	12 学級以上の学校		11 学級以下の学校	
	大阪府	全国平均	大阪府	全国平均
平成 26 年度	100.0%	98.4%	18.8%	30.0%
平成 22 年度	86.3%	98.4%	42.9%	21.0%

図表 7 学校司書の配置状況

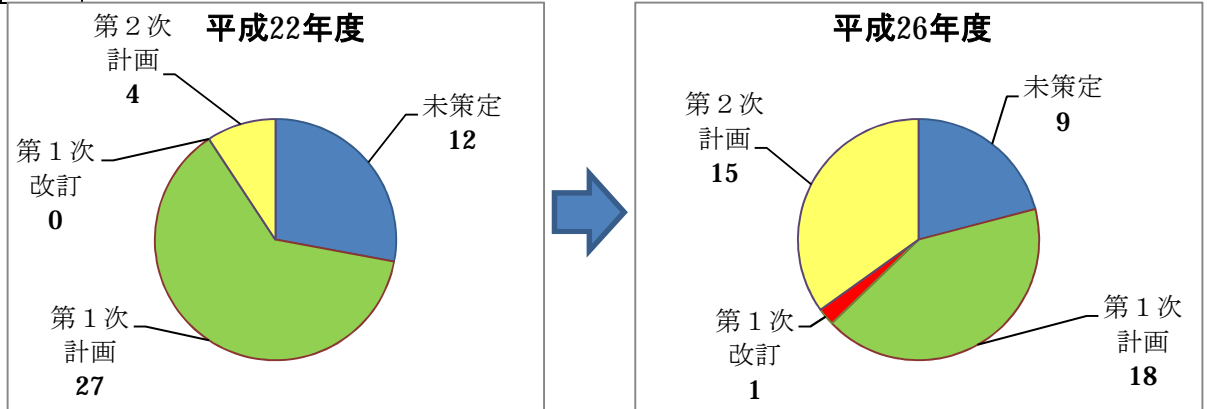
	公立小学校		公立中学校		公立高等学校	
	大阪府	全国平均	大阪府	全国平均	大阪府	全国平均
平成 26 年度	35.0%	54.4%	34.1%	52.8%	39.0%	66.5%
平成 21 年度	27.0%	44.8%	27.2%	45.2%	52.1%	73.3%

③ 「子ども読書活動推進計画策定状況調査」（文部科学省 平成 22、26 年度）

子ども読書活動推進計画を策定している府内市町村は、平成 22 年度より 3 市増えて 34 市町になりましたが、そのうち、10 市 1 町の計画については計画の期間が終了しています。また、9 市町村については、未策定です。

図表8 府内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況

(単位：市町村数)



④ 「子どもの読書活動推進の取組み等調査」(大阪府教育委員会 平成27年3月～6月)

子どもの読書に関わる機関並びに児童・生徒及び保護者を対象に行ったアンケートを行い、その結果から、主に以下のことが明らかとなりました。(詳細については、「第5章 参考資料 1 子どもの読書活動推進の取組み等調査(詳細)」(p36～p46)を参照)

【調査対象】

- 平成26年度における子ども読書活動の取組み状況については、府内全ての小学校、中学校、高等学校、支援学校、教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園(※))、公立図書館、公民館・青少年教育施設、保健センター、市町村教育委員会
 - ※認定こども園については、集計にあたって、その形態に応じ、保育所又は幼稚園のいずれかに計上しています。
- 児童・生徒及び保護者の読書活動の状況については、府内の小学6年生・中学3年生・高校3年生及びその保護者から抽出

【結果概要】

- 子どもの年齢が上がるにつれ、「本が好きではない」子どもの割合が増え、その主な理由としては「読むのに時間がかかる」「読みたいと思う本がない」が多い。

図表9 本が好きなお子どもの割合



図表10 本を好きでない理由(複数回答)

	本を好きでない理由									
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	無回答
	物語や内容が楽しくない	読みたいと思う本がない	本を読んだことがあまりない	本を読んでも役に立たない	読むのに時間がかかる	何を書いているのかわからない	文字だけでは、イメージがわからない	わからない	その他	
小学6年生	11.1%	35.5%	12.9%	3.8%	35.2%	7.7%	19.5%	13.2%	11.5%	3.1%
中学3年生	8.3%	47.6%	15.4%	5.1%	40.2%	11.0%	17.1%	12.0%	8.5%	0.2%
高校3年生	4.9%	35.5%	23.7%	1.4%	43.9%	4.6%	9.0%	10.2%	4.9%	0.7%

- 子どもの年齢が上がるにつれ、平日、休日を含めて「本を全く読まない」子どもの割合が急増し、その主な理由としては「時間がない」、「読みたいと思う本がない」が多い。

図表 11 児童・生徒の読書状況

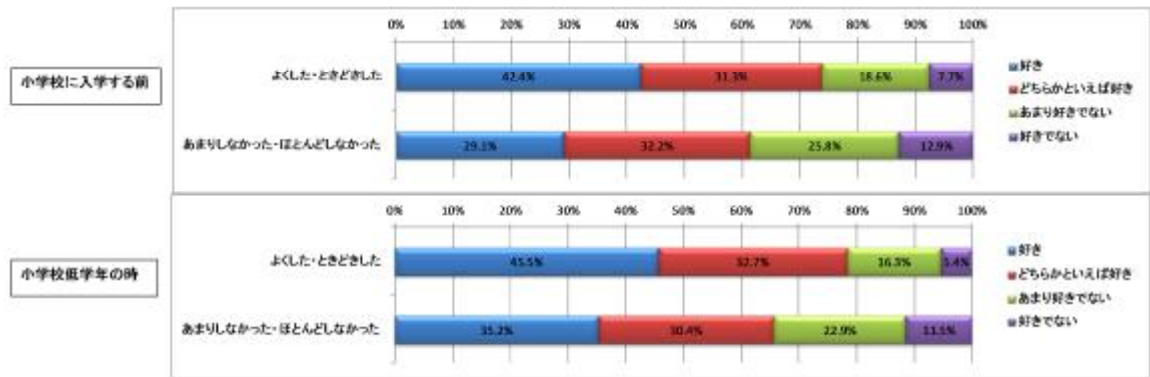


図表 12 読書をしない理由（複数回答）

	(理由) (複数回答可)																	その他
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	
	塾や勉強で時間がないから	部活動や生徒会等で時間がないから	習い事やスポーツ活動で時間がないから	テレビやインターネットを見ていて時間がないから	友達との遊びや付き合いで時間がないから	電話・メール・SNS等をしていて時間がないから	ゲームをしていて時間がないから	アルバイトで時間がないから	マンガ・雑誌を読んでいて時間がないから	地域の図書館に読みたい本がないから	学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから	書店が近くにないから	地域の図書館が近くにないから	どの本がおもしろいかわからないから	本の値段が高いから	読みたいと思う本がないから	回答欄	
小学6年生	25.9%	38.3%	32.1%	38.3%	9.9%	45.7%	8.6%	32.1%	14.8%	16.0%	8.6%	4.9%	23.5%	14.8%	34.6%	9.9%		
中学3年生	48.9%	43.9%	25.9%	40.3%	33.8%	29.5%	23.7%	1.4%	28.8%	5.8%	7.2%	6.5%	3.6%	17.3%	14.4%	25.9%	6.5%	
高校3年生	56.9%	25.3%	7.4%	27.2%	19.9%	26.7%	7.1%	10.6%	16.9%	2.2%	2.2%	3.0%	1.6%	13.4%	7.4%	26.2%	4.6%	

・「小学校入学前や低学年時に読み聞かせをしてもらった経験がある」子どもほど「読書が好き」である傾向がある。

図表 13 読み聞かせの有無と子どもの「読書が好き」との関係



・多くの学校、教育・保育施設において、読書活動ボランティアとの連携が拡大している。

図表 14 読書活動ボランティアと連携している学校、教育・保育施設の割合

	保育所		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		支援学校
	公立	私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	国立・公立
平成 26 年度	77.7%	49.6%	74.4%	35.5%	86.2%	58.8%	49.5%	3.8%	16.4%	1.3%	35.6%
平成 21 年度	69.8%	51.9%	60.1%	28.4%	78.0%	25.0%	13.0%	8.8%	1.8%	8.8%	25.0%

- ・公立図書館と連携している学校の割合は、公立小学校においては**90%**を越えており、公立中学校は増加して**57%**となったが、公立高等学校においては低下した。

図表 15 公立図書館と連携している学校の割合

	小学校		中学校		高等学校		支援学校
	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	国立・公立
平成 26 年度	90.5%	58.8%	56.9%	24.0%	27.7%	20.3%	26.7%
平成 21 年度	92.0%	50.0%	47.9%	13.8%	33.1%	13.8%	25.0%

- ・保護者に対し、子どもの読書活動の推進に関する啓発等の取組みを行う教育・保育施設が増えた。

図表 16 保護者に対して取組みを行っている教育・保育施設の割合

	保育所		幼稚園	
	公立	私立	公立	国立・私立
平成 26 年度	95.5%	81.6%	95.1%	67.8%
平成 21 年度	82.1%	73.0%	75.1%	57.9%

- ・子どもの読書活動について市内連絡会を設置している市町村は**18 市町**(府内市町村の**42%**)と5年前に比べて1市町が増えた。

(4) 第2次計画の成果と課題

前述の各種調査結果からみた大阪の子ども読書活動の状況を踏まえ、第2次計画の成果と課題について、次のとおり整理しました。

① 成果

「読んでみたいと思う本が子どもの周りにある」という観点では、公立図書館から、団体貸出や図書配送システムなどによる図書貸出の支援を受ける教育・保育施設、公立小学校や中学校が増えました。また、公立幼稚園・保育所の約8割において、家庭への絵本の貸出しを行っていました。

「本を紹介する人が子どもの周りにいる」という観点からは、公立小・中学校において学校司書の配置は拡大傾向にあり、また、全ての教育・保育機関において読書活動ボランティアとの連携が拡大しました。教育・保育施設においては、「おすすめ本の紹介」や「絵本の読み聞かせ講座」など保護者への働きかけを行う施設が増加しました。

指標としている「読書が好き」な子どもの割合の伸び率が他の都道府県と比べて高いことから、第2次計画における取組みは、一定の成果が出ているものと考えます。

② 課題

子どもの読書環境づくりは進んでいるものの、子どもの読書活動にかかる指標については、読書が好きな子どもの割合や不読率など全国平均に達していないものも多く、特に中高生の読書離れが顕著になっています。

府が行った調査結果から、読書が好きでない理由や本を読まない理由として「読みたいと思う本がない」をあげる児童・生徒が多かったことから、子ども、特に中高生が読みたいと思う魅力的な本に出合う機会を一層拡大していく必要があります。

また、子どもの読み聞かせの経験と「読書が好き」には関連があることが明らかとなりましたが、その読み聞かせについて、就学前や小学校低学年の頃にしてもらっていないと答えた児童・生徒が相当数（就学前：15%、小学校低学年：50%）いたことから、読み聞かせの重要性についての啓発を強化し、様々な場で子どもへの読み聞かせを行う機会を増やしていく必要があります。

読書活動ボランティアについては、連携している学校の割合は、公立小学校では9割近いものの、公立中学校で約5割、公立高等学校では2割以下にとどまっています。また、連携による取組内容について各学校によって大きな差があること、読書活動ボランティア養成講座を実施している公立図書館が減少していることなどから、今後も引き続き、読書活動ボランティアの確保やスキルアップ、更には連携に関する好事例の収集・情報提供などのサポートを進めていく必要があります。

公立図書館と学校図書館の連携については、公立小学校では9割以上であるものの、公立中学校で約5割、公立高等学校では約3割であること、及び各市町村における子ども読書活動推進にかかる市内連絡会の設置状況が低いことなどから、子ども読書活動に関わる人材のネットワークづくりについても一層強化していく必要があります。

そして、社会全体でこれらの課題について取り組んでいくために、各市町村において子ども読書活動推進にかかる計画を定めていくことが望まれます。

以上の第2次計画の成果と課題、及び大阪府社会教育委員会議（※4）からいただいた意見を踏まえ、「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第3次計画」という。）を定めることとします。

2 計画の性格

第3次計画は、推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども読書活動推進計画」に該当するものです。大阪府は、第3次計画において、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方針、推進のための指標と具体的な方策を定めます。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 略

3 計画の目標時期

平成28年度から平成32年度までの概ね5年間

4 計画を推進する体制

第3次計画の推進にあたっては、大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課を事務局とし、府立図書館、教育委員会事務局の企画担当所管課及び学校関係所管課並びに子どもの育成に関係する知事部局の関係課で構成する庁内会議を設置し、大阪府社会教育委員会議等の意見を聞きながら、進捗管理を行います。

第2章 基本的な方針

1 基本理念

(1) 子どもの読書活動推進の意義

読書は、私たちが未知の世界に連れ出し、わくわくさせたり、笑わせたり、涙させたり、時には勇気を与えたりなど、様々な感情や感動を湧き起こします。本を読むことは、感性を磨き、「豊かな心」を育む助けとなります。

さらに、読書は、言葉や知識を獲得し、思考を深化し、新たなものを創造する力や相手に伝える表現力を磨くとともに、更なる知的探究心を育む手段としても有効です。ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術 ※5)の発達により、膨大な情報があふれ複雑化する社会においては、課題や目的に応じて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力 (情報活用能力※6) と、生涯を通じて自発的に学び続けようとする習慣を身に付けることは一層重要になっています。

国の調査等においても、読書好きであるかどうかは国語の学力と強い関連があり (平成 26 年度全国学力・学習状況調査: 文部科学省)、また、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高いことが報告されています (子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査【平成 24 年実施】研究報告書: 国立青少年教育振興機構)。

このように、子どもの読書活動は、人生を豊かにより深く主体的に「生きる力」(※7)を育むうえで欠くことのできない重要なものです。

子どもが読書の楽しさや大切さを知り、自ら読書に親しんでいけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

—乳幼児期の読書活動—

生後数か月の赤ちゃんでも、絵本を見て、触って、また、読み聞かせをしてもらうことによって、本の楽しさを知ることができます。

幼い子どもたちは、本を読んでくれる人との快い時間のなかで、簡単な言葉を繰り返し真似たり、絵本の中の登場人物や物に感情移入したり、話の展開を楽しんだりすることで、言葉を学び、未知の世界に興味や関心を広げ、想像する楽しさやまわりの人と心を通わせることを知っていきます。

上述の「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書」においても、「本や絵本の読み聞かせをしてもらった」、「絵本を読んだ」といった幼い頃の読書活動が、成人してからの「文化的作法・教養」と強い関係がある傾向が報告されています。

幼い子どもの成長にとっても読書活動は大変重要なものなのです。

(2) 計画における読書活動の位置付け

第3次計画では、読書活動を、物語を読むだけでなく、情報を収集するために必要な資料（新聞、文字以外の図表、地図なども含む）を読み取り活用すること、読み聞かせ（子どもに対する絵本等の音読）など、自分以外の人に読んでもらうことも含めたものとして位置付けています。

なお、電子書籍については、第2次計画に記載しているとおおり、すべての子どもにとって読書のきっかけを増やしたり、障がいがある子どもや日本語を母語としないなど支援が必要な子どもにとって自由で自主的な読書環境の向上に役立つ可能性が大きいものですが、コンテンツ（※8）は充実途上にあります。また、平成27年度に実施した「子ども読書活動推進の取組み調査」の結果においても、平日、休日の両方とも全体の70%以上が電子書籍を読んでいないと回答し、普及はまだ進んでいないことが明らかとなりました。

こうしたことから、電子書籍については、当面、支援が必要な子どもたちへの読書推進に関して取扱うこととしますが、その普及につながる技術向上、制度変革や社会的動向は今後も注視していきます。

2 子どもの読書活動推進のための基本方針

子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえ、第3次計画では、第2次計画で掲げた、「すべての子どもが乳幼児期から発達段階に応じて本と接し、本のおもしろさや楽しさに気づくことができるよう、「読んでみたいと思う本が子どもの周りがある」「本を紹介する人が子どもの周りにいる」という観点から読書環境づくりを進める」という視点を継承しつつ、基本方針を以下のとおり定めます。

方針1 社会全体による効果的な取組みを進めます。

子どもの発達段階や生活の場所にあわせて、府、市町村、家庭、地域の読書活動ボランティア、書店業界や出版業界をはじめとした民間事業者等が役割分担をしながら、相互に情報交換等を行い、連携・協力して子どもの読書活動の推進に取り組みます。

方針2 子どもが読書に親しむための機会の提供、読書環境の整備、人材の育成を進めます。

子どもの発達段階に応じ、楽しむ、学ぶ、調べるなど多様な目的に応じた幅広い読書活動の機会を提供し、子どもに読書の大切さや奥深さを伝えます。

また、子どもの周りに読みたいと思う本がある環境の整備に努めるとともに、子どもの読書活動を支える人材の確保・育成に努めます。

方針3 子どもの読書活動推進にかかる社会機運の醸成を図ります。

地域や学校等において、子どもの読書活動の魅力と重要性について広く普及・啓発し、大阪全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成を図ります。



【基本方針】

発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、
全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に
大阪全体で取り組みます。

3 成果指標

第3次計画の成果指標については、平成25年3月に策定した「大阪府教育振興基本計画」（以下、「教育振興基本計画」と言う。）に掲げる子ども読書活動にかかる指標に合わせ、当面、次のとおり設定します。

今後、教育振興基本計画の中間見直し（平成29年度予定）を踏まえ、必要に応じて見直します。

「読書が好き」な子どもの割合※が全国平均以上となる。

※全国学力・学習状況調査（文部科学省）による数字

【参考1】教育振興基本計画では、子ども読書活動の推進に関し、上記指標以外に以下の事業目標を設定しています。

- ① 授業以外で本を読んだり、借りたりするために、学校や地域の図書館へ週に1～3回程度又は4回以上行く子どもの割合 ⇒小学校・中学校とも全国平均以上にする。
- ② ボランティアを活用している学校の割合 ⇒小学校・中学校とも100%にする。
- ③ 公立図書館と連携を実施している学校の割合⇒小学校・中学校とも100%にする。
- ④ 保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている公立の幼稚園・保育所の割合（政令市含む）⇒公立幼稚園・保育所とも100%にする。

【参考2】国が策定した「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月）では、以下のとおり目標を設定しています。

○不読率※をおおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指す（平成34年度までの10年間で半減させる。）。

※（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査による数字

第3章 子ども読書活動推進のための具体的方策

子どもが本と親しむようになるためには、まずは、本の楽しさや魅力と出合うことが大切です。本との良い出合いを繰り返すことによって読書習慣を育み、さらには自分の課題に応じて必要な情報を読み取り活用する力を身につけていくことが望まれます。

第2章で示した基本方針に沿って成果指標を達成するという観点から、子ども読書活動を推進するための具体的方策として、以下の4つの項目を定めます。

- ・子どもが本と出合うために（きっかけづくり）
- ・子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）
- ・子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）
- ・子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（前記3項目の取組みのベース）

なお、これらの方策に沿って取組みを進めるにあたっては、第1章（4）「第2次計画の成果と課題」で記載した課題を踏まえ、次の3つの視点を重視するものとします。

- ・家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大
- ・読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大
- ・公立図書館司書、司書教諭及び学校司書を含めた教職員、子どもに関係する施設職員、保護者、読書活動ボランティア等の子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくり

基本方針、上記4項目の具体的方策、3つの視点を踏まえ、府が主体となってP15に記載する具体的取組みを進め、P16にある9つの指標によってその進捗を図ります。

さらに、P17以降には、府が主体となって進める具体的な取組みの展開例にくわえて、社会全体で取組みを進めるための実践例について記載し、こうした取組みが地域で広がるよう、好事例に関する情報提供や、子どもの読書活動の推進に関わる人の研修やネットワークづくりなどの支援を行っていきます。

1 具体的な取組みの体系とその指標

基本方針： 発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組みます。

成果指標 「読書が好き」な子どもの割合を全国平均以上とする。(平成32年度)

※全国学力・学習状況調査(文部科学省)による数字

具体的取組み

子どもが本と出会うために(きっかけづくり)

- ・おすすめの本の紹介(リーフレットの作成、新刊紹介の講座など)
- ・読み聞かせの重要性に関する啓発や手法の普及(就学前読書活動フォーラムや読み聞かせ研修会の実施など)
- ・ピブリオバトルの普及(中学生ピブリオバトル大会や研修の実施など)
- ・府立図書館の中学生向け情報発信ウェブサイトの充実

<取組みの指標>

- ①保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている教育・保育施設の割合
- ②中学生向けに子ども読書活動の支援を行っている公立図書館の割合
- ③府が実施する読み聞かせの重要性や手法に関する研修や講座の実施回数

子どもが本と親しむために(本を読むことの習慣化)

- ・読書活動推進の好事例の収集・情報発信(市町村図書館における中学生に対する取組み、学校における読書指導や学校図書館の環境づくり・運営等にかかる先進的な取組みなど)
- ・府立図書館が行う学校等への団体貸出しの充実
- ・府立高等学校における学校図書館の開館時間の確保

<取組みの指標>

- ②中学生向けに子ども読書活動の支援を行っている公立図書館の割合(再掲)
- ④月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している公立小学校・公立中学校の割合
- ⑤全校一斉の読書活動以外の取組みを実施している公立学校の割合

子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために(読む力、考える力の育成)

- ・学校で行う調べ学習への府立図書館資料の活用促進(協力貸出しの実施、高校への広報強化)
- ・教育センターや府立図書館による学校図書館や公立図書館を活用した授業展開等に関する研修の実施
- ・学校図書館を利用した先進的な取組み事例等の情報提供(読書活動フォーラムの実施)

<取組みの指標>

- ⑥国語の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合
- ⑦総合的な学習の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合

子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために

- ・読書に親しむことの重要性について普及・啓発(月に一度読書を楽しむ日として「PAGE ONEの日」の設定、「子ども読書の日」等の広報及びイベントの開催、民間団体と連携した普及・啓発活動の展開)
- ・子どもの読書環境づくりを支える人への研修・支援(公立図書館司書、学校司書、司書教諭、読書活動ボランティア等)

<取組みの指標>

- ⑧府内市町村子ども読書活動推進計画の策定数率
- ⑨府立図書館が実施する子どもの読書活動推進に関わる人を対象とする講座等の開催回数

取組みの指標

指標	現状 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	データの出典
① 保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている教育・保育施設の割合	公立幼稚園 95% 公立保育園 96%	100% 100%	子どもの読書活動推進の取組み調査 (府・毎年)
② 中高生向けに子ども読書活動の支援※を行っている公立図書館の割合 (※中高生向けの専用コーナーの設置・お勧め本リストの作成、ヒブリアバトルの実施など。ただし、職業体験の入れは除く。)	68%	85%	子どもの読書活動推進の取組み調査 (府・毎年)
③ 府が実施する読み聞かせの重要性や手法に関する研修や講座の実施回数	3回	10回	実績による (目標値は5年間の年平均回数)
④ 月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している公立小学校・公立中学校の割合	公立小学校 91% 公立中学校 61%	100% 80%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑤ 全校一斉の読書活動以外の取組みを実施している公立学校の割合	公立小学校 97% 公立中学校 64% 公立高等学校 50% 特別支援学校 68%	100% 80% 60% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑥ 国語の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合	公立小学校 99% 公立中学校 82% 公立高等学校 47% 特別支援学校 59%	100% 100% 60% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑦ 総合的な学習の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合	公立小学校 97% 公立中学校 76% 公立高等学校 28% 特別支援学校 49%	100% 90% 35% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑧ 府内市町村子ども読書活動推進計画の策定率(期限切れを含まない)	市 64% 町村 20%	100% 70%	「子ども読書活動推進計画」策定状況 調査(文部科学省・毎年)
⑨ 府が実施する子どもの読書活動推進に関わる人を対象とする講座等の開催回数	28回	35回	実績による (目標値は5年間の年平均回数)

2 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）

本を読んで「わくわくする」経験は、読書を好きになる原点です。文字を学ぶ前の乳幼児期の子どもでも、本を読んでもらったり、自ら絵本を眺めたりして、本の楽しさを知ることができます。小さい頃から、子どもの身近な場所で本と出合う環境を整え、読み聞かせ等を行うことにより、子どもに本の楽しさを伝えることが大切です。

自分で本が読めるようになった子どもにとって大切なことは、まずは読んでみたいと思える本と出合うことです。友達や保護者、学校の先生等、子どもの身近にいる人などからおすすめの本を紹介されることは、子どもが魅力的な本と出会い、読書が好きになるきっかけとして重要です。

府が主体となって進める取組み

【子どもに魅力的な本を紹介する取組み】

- ① リーフレットや冊子、ウェブサイトやSNSを通じて子ども向けのおすすめ本の情報提供を行います。また、リーフレットや冊子について、子どもや保護者が訪れる図書館以外の場所でも入手できるような工夫を検討します。
- ② 公立図書館司書・学校司書、司書教諭等の教職員・読書活動ボランティア等を対象に、1年間に出版された絵本・児童書を紹介する「新刊紹介」の講座を実施します。
- ③ 中高生におすすめの本を紹介する取組みを民間と連携しながら進めます。

【読み聞かせの推進と乳幼児やその保護者が育児や遊びなど生活の中で本と出合う機会づくり】

- ④ 就学前読書活動フォーラムにおいて、公立図書館や教育・保育施設等で実施されている就学前の子どもの保護者への啓発の取組みについて、情報提供をします。
- ⑤ 幼稚園教諭や小学校教員、読書活動ボランティア等に対し、読み聞かせの手法に関する研修を実施します。
- ⑥ 保護者に対し、読み聞かせの重要性に関する啓発や、乳幼児向けのおすすめ本の紹介、親子で読み聞かせを体験する場の提供を行います。
- ⑦ PTA、子ども会や子育て支援にかかる民間団体、民間企業等に対して、世代間交流や子育て支援の一環として読み聞かせ、おはなし会やえほんのひろばの開催等に取り組んでもらえるよう働きかけます。また、公立図書館や民間団体等が実施する「えほんのひろば」のための図書セットをつくります。
- ⑧ 市町村に対し、保健センターや教育・保育施設、学校、公民館等を活用した読み聞かせが普及するよう、好事例や、交付金・助成金の活用例等の情報を提供します。
- ⑨ 定期的に読み聞かせ等を行っている団体の活動等にかかる情報を収集・整理・分析し、提供します。

【ビブリオバトル（※9）の普及】

- ⑩ ビブリオバトル等に関する学校教職員や公立図書館司書向け研修の実施や大阪府中高生ビブリオバトル大会の開催により、学校や公立図書館等におけるビブリオバトルの普及に努めます。

【公立図書館に子どもや保護者が訪れるための工夫】

- ⑪ 中高生（YA※10世代）をメインターゲットに図書館の使い方等を紹介したウェブサイト「YA!YA!YA!べんりやん図書館」を充実します。
- ⑫ 図書館を知ってもらい、来てもらうことを目的としたイベントを開催します。

—社会全体で取組みを進めるための実践例—

*（ ）内は、取組みの主な主体

【子どもに魅力的な本を紹介する取組み】

- ① リーフレットやおたより、冊子、ウェブサイトやSNSを活用したおすすめ本の紹介（府、市町村、公立図書館、学校、教育・保育施設、書店）
- ② 乳幼児向けのおすすめ本に関する保護者への情報提供（府、市町村、公立図書館、保健センター、教育・保育施設、書店）
- ③ 担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、児童・生徒へのおすすめ本の紹介（学校）

【子どもが読書の楽しさと出合う場づくり】

- ④ 読み聞かせやおはなし会の開催（公立図書館、教育・保育施設、保健センター、学校、家庭、地域、書店）
- ⑤ えほんのひろば（※11）など、本との出会いの機会を提供するイベントの実施（公立図書館、学校、教育・保育施設、地域）
- ⑥ 読書活動ボランティアによる読み聞かせや、大学生、小中高生と乳幼児の読書を通じた交流の実施（公立図書館、学校、教育・保育施設、地域）
- ⑦ ブックトーク（※12）等や特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介（公立図書館、学校）
- ⑧ ビブリオバトルやアニメーション（※13）などゲーム感覚を取り入れた読書の楽しさを伝える機会の提供（公立図書館、学校）

【乳幼児やその保護者が育児や遊びなど生活の中で本と出合う機会づくり】

- ⑨ 乳幼児健診時や子育て支援の場など様々な機会を活用した読み聞かせの実施、保護者の本選びへのアドバイス（市町村、保健センター、公立図書館、地域）
- ⑩ ブックスタート（※14）による家庭での読み聞かせのきっかけの提供（市町村）
- ⑪ 読み聞かせの重要性と手法に関する保護者への情報提供（府、市町村、公立図書館）

【公立図書館に子どもや保護者が訪れるための工夫】

- ⑫ 読書に関心のない子どもや保護者が図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催（公立図書館）

3 子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）

本を読んで「面白かった」という経験を繰り返すことで、子どもは、自主的に読書に親しむようになり、読書習慣を身につけていきます。読書の魅力、楽しさを知っている子どもは、多様な選択肢のある生活の中で、一時的に読書から離れることがあっても、興味や必要性が生じたときに、気軽に本を開くことができます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、学校や家庭等において、短い時間であっても、子どもが本に親しむ時間をとれるよう、大人が配慮することが重要です。家庭で読み聞かせをしたり、家族で本を読みその本について話をしたり、学校で一斉に読書する「全校一斉読書」を実施するなど、子どもが本と親しむ時間を確保していくことが求められます。

また、読んでみたいと思う本が子どもの周りにある環境を整えることで、生活の一部として本に親しむことが期待できます。

府が主体となって進める取組み

【子どもの身近な場所に多くの魅力的な本がある環境づくり】

- 13 府立図書館において、学校図書館のニーズにあわせた学校支援サービスを展開します。特に府立学校への学校支援を強化します。
- 14 学校図書館の蔵書を補完し、子どもが興味を持つ本をタイムリーに提供できるよう、府立図書館と、市町村図書館を経由した学校図書館との連携の強化に向けた検討を行います。
- 15 市町村立図書館の機能を補完するため、府立図書館の協力車を活用し、協力貸出しを行います。
- 16 全ての府立高等学校において、生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努め、特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館します。
- 17 府立図書館が実施する団体貸出しについて、学校、教育・保育施設等での利用が促進されるよう、内容の充実や広報に一層努めます。

【読書の習慣づくり】

- 18 読書指導や学校図書館運営の先進的な取組み事例、学校図書館の環境づくりについて、学校教職員等に対し情報提供を行います。
- 19 府内の小中学校において「朝ごはん・朝のあいさつ・朝の読書」を推進する「3つの朝運動」に取り組みます。
- 20 中高生（YA 世代）に対する読書活動推進の好事例を収集し、市町村立図書館に情報発信します。
- 21 本のPOPづくりコンクールを実施します。

【支援が必要な子どもたちが読書に親しむ環境づくり】

- ㉓ 子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、その他電子書籍の活用検討を行います。
- ㉔ すべての府立支援学校において、学校図書館を利用した授業展開の充実、大阪府学校人材バンクの活用、地域との連携等により、読書活動の一層の充実に努めます。
- ㉕ 支援が必要な子どものおはなし会を開催します。特に、障がいのある子どもが本と親しむ機会を定期的に提供します。
- ㉖ 病院や児童養護施設等を対象とした団体貸出しや読書活動ボランティアによるおはなし会の支援を行います。

—社会全体で取組みを進めるための実践例—

※（ ）内は、取組みの主な主体

【子どもの身近な場所に多くの魅力的な本がある環境づくり】

- ⑬ 子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な図書コーナーの設置（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫、YAコーナーなど対象年代別コーナーの設置など）（公立図書館、学校、教育・保育施設）
- ⑭ 公立図書館から学校又は学校間の貸借を活用した学校図書館資料の補完（公立図書館、学校）
- ⑮ 公民館内図書室、学校図書館や移動図書館の活用による公立図書館機能の補完・拡充（市町村、公立図書館）
- ⑯ 学校、教育・保育施設、放課後子ども教室や地域の文庫等地域の活動への団体貸出しの促進（公立図書館）

【読書の習慣づくり】

- ⑰ 学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート（学校）
- ⑱ 読書マラソン、読書通帳づくり、読書ノートなど、読んだ本を記録したり、目標とする読書量を設定する取組みの実施（学校、教育・保育施設、家庭、書店組合）
- ⑲ 本の帯創作コンクールやPOPづくり等、本から得たインスピレーションを作品にして発表する取組みの実施（公立図書館、学校、書店組合等）
- ⑳ 時間を決めて家族一緒に本を読む、家族で同じ本を読むなど、家庭で本に親しむ時間の確保（家庭）

【支援が必要な子どもたちが読書に親しむ環境づくり】

- ㉑ 子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、電子書籍の活用及びこれらの目録情報の整備（公立図書館、特別支援学校、支援学級）
- ㉒ 手話によるおはなし会や文字が読めない子どもへの読み聞かせの実施（公立図書館）
- ㉓ 図書館へ行くのが困難な子どもがいる病院等の施設へ出向いたおはなし会や読み聞かせの実施（公立図書館）
- ㉔ 通訳ボランティア団体等との連携によるおはなし会や読み聞かせの多言語での実施（公立図書館、地域）

4 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）

読書は、感動や新たな知識を与えるだけでなく、社会の中で生きていく様々な力を育む助けとなります。

例えば、活字中心の物語を読むことで、文章を読みとり情景を想像する力を身につけることができます。また、課題に応じて、新聞、図鑑、地図等などから必要な情報を選び活用することは、情報活用能力を身につけるための基礎となるだけでなく、自ら学び、考え、問題を解決しようとする資質や能力の向上にもつながります。

子どもが、自分の目的に応じた本を探し、そこから読み取る力をつけていくために、学校においては、学校図書館等を活用した調べ学習などの授業を各教科で計画的に進めるとともに、学校司書や司書教諭の選書やレファレンスの能力の向上に努めることが重要です。

府が主体となって進める取組み

【調べ学習等、学校図書館を活用した授業の展開】

- ㉔ 高校の調べ学習に資する協力貸出しが促進されるよう高校への広報に努めます。
- ㉕ 教育センターにおける教員向け研修において、学校図書館や公立図書館を活用した授業展開等に関する研修を実施します。
- ㉖ 読書活動フォーラムにおいて、学校図書館を利用した先進的な取組み事例等を情報提供します。

—社会全体で取組みを進めるための実践例—

※（ ）内は、主な取組みの主体

【子どもが目的に応じて本を選ぶための支援】

- ㉗ 児童・生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションや公立図書館見学の実施（学校）
- ㉘ 児童・生徒が目的や課題に応じて本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施（学校）
- ㉙ 公立図書館司書や学校司書、司書教諭のレファレンス能力の向上（公立図書館、学校）

【調べ学習等、学校図書館を活用した授業の展開】

- ㉚ 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充（学校）
- ㉛ 公立図書館における調べ学習の支援[教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置]（公立図書館）
- ㉜ 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の優れた実践例に関する情報提供や研修の実施（府、市町村、公立図書館）

5 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために

子どもの読書活動を進めるためには、子どもの読書活動の魅力と重要性について広く府民に伝え、大阪全体で子どもの読書活動推進に取り組む機運を醸成することが必要です。

そして、学校や公立図書館、家庭や地域が互いに協力・補完し合いながら、子どもの読書環境を整えるために、公立図書館や学校図書館の図書や設備等の充実を図るとともに、公立図書館司書や、学校司書、司書教諭を含めた全職員、保護者、読書活動ボランティア等、読書活動に関わる人材を確保・育成することが大切です。

また、その人材が相互に相談・連携できる関係を築いていくことが必要であり、そのためには、行政が中心となってネットワークを作り、各々の施設や団体が提供するサービスの状況や課題を共有しながら、子ども読書活動を進めていくことが重要です。

府が主体となって進める取組み

【子どもの読書活動の魅力と重要性に関する普及・啓発】

- 29 広く府民に、子どもが小さい頃から読書に親しむことの重要性について啓発を行います。
また、月に一度読書を楽しむ日として「PAGE ONEの日」を設定し、家庭で本を読む、図書館や書店に親しむことを市町村や民間企業・団体等と連携して府民への普及啓発に努めるとともに、府立図書館においてもイベントを実施します。
- 30 書店やPTA、子ども会等の民間団体と連携するなど多様な機会と手段を活用した、読書の魅力と重要性に関する啓発を展開します。
- 31 親子で読書を楽しむことの重要性を学ぶための教材を作成し、府が進めている親学習（※15）を通じて読書活動の大切さの保護者への普及に努めます。
- 32 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」にあわせ、府立図書館で子ども向けのイベントを開催します。また、府内の市町村立図書館の取組みに関する情報を収集・整理し、ウェブサイトで提供します。

【子ども読書活動を支援する人材の確保とスキル向上】

- 33 公立図書館司書、学校司書、司書教諭を対象とした研修を実施します。
- 34 市町村立図書館における乳幼児向けサービスが向上するよう、図書館職員等への研修を行います。
- 35 小学校及び中学校における学校司書や司書教諭を中心とした学校図書館の活性化が進むよう、市町村に対して働きかけるとともに、学校図書館を活用した好事例等の情報を提供します。
- 36 府立学校において、司書教諭等を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立します。
- 37 中学校・高等学校の教職員向けに、中高生が魅力的な本と出会うための先進的・効果的な取組事例の紹介や手法について情報提供します。
- 38 読書活動ボランティア養成講座を実施します。

【社会全体による子ども読書活動の推進体制づくり】

- ㉓ 市町村に対し、子ども読書活動推進計画の策定や、子ども読書活動推進のための連絡会議の設置について働きかけます。
- ㉔ 市町村に対し、学校支援地域本部（※16）等における子どもの読書活動に関する取組みの好事例を紹介するとともに、取組みの実施について働きかけます。
- ㉕ 定期的に読み聞かせ等を行っている団体の活動等にかかる情報を収集・整理・分析し、提供します。再掲

—社会全体で取組みを進めるための実践例—

※（ ）内は、取組みの主な主体

【子どもの読書活動の魅力と重要性に関する普及・啓発】

- ㉑ 読書活動をすすめるキャンペーンの展開（府、市町村、地域、民間企業）
- ㉒ 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施（府、市町村、地域、民間企業）
- ㉓ 家庭での読書の重要性に関する保護者への情報提供や講習の実施（府、市町村、公立図書館）

【子ども読書活動を支援する人材の確保とスキル向上】

- ㉔ 学校司書、司書教諭の適切な配置（府、市町村、学校）
- ㉕ 公立図書館司書を対象とした研修の実施（府立図書館、市町村）
- ㉖ 学校司書、司書教諭など学校教職員を対象とした研修の実施（府、市町村、公立図書館）
- ㉗ 教育・保育施設の教職員等を対象とした読み聞かせ講座等の実施（府、市町村、公立図書館）
- ㉘ 読書活動ボランティアの養成（府、市町村、公立図書館）

【社会全体による子ども読書活動の推進体制づくり】

- ㉙ 子ども読書活動推進計画の策定（府、市町村）
- ㉚ 子ども読書活動推進のための連絡会議の開催やネットワーク組織の設置（府、市町村）

第4章 発達段階に応じた取組み、子どもの生活の場ごとに応じた取組み

この章では、公立図書館、教育・保育施設、家庭等が、子どもの読書活動の推進にあたり、子どもの発達や生活の場に応じて、どのような視点で関わっていけばよいかの参考にしていただけるよう、配慮していただきたいことを記しています。

また、第3章に記載した社会全体で取組みを進めるための実践例のうち主なものを、発達段階に応じて整理しています。

1 子どもの発達段階に応じた取組み

(1) 乳幼児期

幼い子どもにとって、物語や絵本の世界に浸る体験は、未知の世界に興味や関心を広げるために大切です。生後数か月の赤ちゃんでも絵本に興味を示しますし、文字を学ぶ前の子どもでも、自分で絵本を見て楽しんだり、読み聞かせをしてもらうことで、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうとともに、まわりの人と心を通わせることができます。(参照：幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)・幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号))また、読み聞かせをしてもらうことで、本を読んでくれる人と大切な時間を過ごす快さを知ることができます。

乳幼児が絵本や物語などに親しむことの重要性を保護者に伝えたり、教育・保育施設など、保護者や乳幼児の身近な場所で本の楽しさに触れる機会をつくっていくことを通じて、身近な場所に本がある環境づくりと読み聞かせの推進に取り組むことが求められます。

—主な取組み例—

【本と出会う】

- ・ 保護者への乳幼児向けのおすすめ本に関する情報提供
- ・ 乳幼児健診時や子育て支援の場など様々な機会を活用した読み聞かせの実施や保護者の本選びへのアドバイス
- ・ えほんのひろばなど、本との出会いの機会を提供するイベントの実施
- ・ ブックスタートによる家庭での読み聞かせのきっかけの提供
- ・ 読書に関心のない子どもや保護者が図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催
- ・ 大学生・小中高生と乳幼児の読書を通じた交流の実施

【本に親しむ】

- ・ 乳幼児やその保護者にとって使いやすく魅力的な公立図書館サービスの提供(読み聞かせ会等の実施、わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫など)
- ・ 教育・保育施設の絵本ルーム又は絵本コーナーの充実
- ・ 教育・保育施設や地域の文庫等地域の活動への公立図書館からの団体貸出しの促進
- ・ 家庭で読み聞かせをする時間の確保

【体制づくり】

- ・ 保育・教育施設の教職員や保護者を対象とした読み聞かせ講座等の実施
- ・ 読書活動ボランティアの養成

(2) 小学生期

この時期の子どもは、生涯にわたる読書習慣を身につけていくために、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえるなど基本的な読む能力を身につけるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を身につけていくことが望まれます。(参照：小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号))

そのためには、学校や家庭を中心として、子どもが「本を読んで面白かった」、「本が役に立った」という経験ができるような取組みを地道に行うことが重要です。学校全体や家庭で一緒に読書する時間を確保したり、子どもの興味や目的に合った魅力的な本と出合えるような読書環境づくりや幅広い分野の本を紹介していく取組を進める必要があります。

—主な取組み例—

【本と出会う】

- ・ 担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、児童へのおすすめ本の紹介
- ・ えほんのひろばや読み聞かせなど、本との出会いの機会を提供するイベントの実施
- ・ ブックトークや特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
- ・ 読書に関心のない子どもや保護者が公立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

【本に親しむ】

- ・ 学校図書館や公立図書館における子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な図書コーナーの設置(わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫)
- ・ 学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立
- ・ 学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート
- ・ 読書マラソン、読書通帳づくり、読書日記など、読んだ本を記録したり、目標とする読書量を設定する取組みの実施
- ・ 学校、放課後子ども教室、地域の文庫等地域の活動への公立図書館による団体貸出しの促進
- ・ 家庭で本を読む時間の確保

【読む力をつける】

- ・ 児童が学校図書館を利用するためのオリエンテーションや公立図書館見学の実施
- ・ 児童が目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施
- ・ 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充
- ・ 公立図書館における調べ学習の支援(教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置)

【体制づくり】

- ・ 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施
- ・ 学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施
- ・ 読書活動ボランティアの養成

(3) 中学生期

読書には、楽しむための読書だけでなく、必要な情報を読み取るための読書、さらには読み取った情報を基に自分の考えを明確にしていくための読書など、様々な目的のものがああります。

読書活動は本来読み手の個人的な活動であり、自主性や自発性を尊重することが重要ですが、子どもの興味や関心に応じた計画的、継続的な指導により、中学生期については義務教育の最終段階として、日常生活における読書活動を「目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること」につなげ、継続的な読書を促すようにすることが求められます。(参照：中学生学習指導要領(平成20年文部科学省告示第28号)) 学習活動のなかで、必要な情報の集め方や、情報を読み取るための読み方、その情報の活用の仕方について理解させると同時に、読書の範囲を広げ、手に取る本や文章の質を向上させていくためには、子どもが、目的や興味に応じた魅力的な本に出合うための環境づくりを行うことが大切です。

中学生期は、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりがちになりやすい時期でもありますが、学校全体で、一斉読書等の本を読む時間の確保やブックトークやビブリオバトル等魅力的な本を紹介する取組み、学校図書館を活用した体系的な読書指導の取組みを推進したり、公立図書館や民間団体等社会全体で、中学生向けの読書活動推進キャンペーンやコンクールに取り組んでいくことなどが重要です。

—主な取組み例—

【本と出会う】

- ・ 担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、生徒へのおすすめ本の紹介
- ・ ブックトークや特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
- ・ ビブリオバトルによるゲーム感覚を取り入れた生徒同士のおすすめ本の紹介
- ・ 読書に関心のない中学生が公立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

【本に親しむ】

- ・ 中学生が使いやすく魅力的な学校図書館や公立図書館におけるYAコーナーの整備
- ・ 学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立
- ・ 生徒会活動や部活動など生徒主体による読書活動の活性化
- ・ 学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート
- ・ POPづくり等本から得たインスピレーションを作品にして発表する取組みの実施
- ・ 学校、地域の文庫等地域の活動への公立図書館による団体貸出しの促進

【読む力をつける】

- ・ 生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
- ・ 生徒が目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施
- ・ 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充
- ・ 公立図書館における調べ学習の支援(教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置)

【体制づくり】

- ・ 中学生に向けた読書活動推進キャンペーンの展開
- ・ 学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施
- ・ 中学校における図書部の育成

(4) 高校生期

中学生期と同様に幅広い読書活動を通じて、情報を得て用いたり、ものの見方や感じ方、考え方を豊かにしたりすることが求められるとともに、高校生期には、文章表現の特色に注意して読んだり、内容を的確に読み取ったり、必要に応じて要約や詳述をしたりすること、人物、情景、心情などを表現に即して読み味わうこと、書き手の意図をとらえたりすることが求められます。(参照：高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号))

中学生期と同様に、興味や関心、活動範囲が広がることにより、物語を読む等の狭義の読書と遠ざかりがちになる時期ですが、子どもが自主的な読書活動に取り組めるよう、子どもの目的や興味に合った魅力的な本に出合うための環境づくりを行うとともに、学校においては、個々の生徒や学校に応じた学校図書館での調べ学習をはじめとした、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めることの指導、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育くむためのブックトークやビブリオバトル等の導入など、生徒のこれまでの読書活動との関わりや段階を踏まえながら、取組みをすすめることが大切です。公立図書館や民間団体等社会全体で、読書活動推進キャンペーンやコンクールを取り組んでいくことが重要です。

—主な取組み例—

【本と出会う】

- ・ 担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、生徒へのおすすめ本の紹介
- ・ ブックトークや特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
- ・ ビブリオバトルによるゲーム感覚を取り入れた生徒同士のおすすめ本の紹介
- ・ 読書に関心のない中高生が公立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催

【本に親しむ】

- ・ 高校生が使いやすく魅力的な学校図書館、公立図書館におけるYAコーナーや調べ学習のための参考図書の整備
- ・ 学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立
- ・ 生徒会活動や部活動など生徒主体による読書活動の活性化
- ・ 学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート
- ・ POPづくり等本から得たインスピレーションを作品にして発表する取組みの実施
- ・ 学校への公立図書館による団体貸出しの促進

【読む力をつける】

- ・ 生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
- ・ 生徒が目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や司書教諭等の教職員によるサポートの実施
- ・ 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充
- ・ 公立図書館における調べ学習の支援(教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置)

【体制づくり】

- ・ 高校生に向けた読書活動推進キャンペーンの展開
- ・ 学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施

(5) 支援支援を必要とする場合

障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども等、支援の必要な子どもたちには、読書に親しむ機会が少なくなりがちです。子どもの知的活動を増進し、人間形成や情操を養うために、子どものニーズや、興味・関心に合った読書活動を支援していくことが必要です。(参照：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示36号）)

公立図書館や特別支援学校を中心に、障がいの状態に応じた選書や設備等の整備、読書活動ボランティアの支援等による本と出会う機会づくりを行うとともに、特別支援学校や支援学級においては、各学校や学級の実態に応じた学校図書館の活用による教育活動の展開に一層努めていく必要があります。

また、公立図書館においては、日本語を母語としない子ども向けに多言語の図書を充実させるとともに、病院等の施設にいる子どもたちの読書活動のサポートを行うことも求められます。

—主な取組み例—

【本と出会う】

- ・ 担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、児童・生徒へのおすすめ本の紹介
- ・ えほんのひろばや読み聞かせなど、支援が必要な子どもの状態に応じた本との出会いの機会を提供するイベントの実施

【本に親しむ】

- ・ 学校図書館や公立図書館における子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な図書コーナーの設置（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）
- ・ 公立図書館等における子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、電子書籍の活用及びこれらの目録情報の整備
- ・ 学校、地域の文庫等地域の活動への公立図書館による団体貸出しの促進
- ・ 手話や多言語によるおはなし会や読み聞かせの実施
- ・ 図書館へ行くのが困難な子どもがいる施設（病院等）への出張によるおはなし会や読み聞かせの実施

【読む力をつける】

- ・ 子どもが目的や課題に応じた本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施
- ・ 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充
- ・ 公立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

【体制づくり】

- ・ 学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修の実施
- ・ 読書活動ボランティアの養成

2 子どもの生活の場ごとに応じた取組み

(1) 公立図書館・図書室

図書館は、たくさんの蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。子どもに図書館がワクワクする知の拠点であることを知ってもらうことが必要です。

図書館は、子どもの読書活動を促進するためのサービスとして、子ども用図書の整備・提供、読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携等に努めることが求められており、学校教育を援助するとともに家庭教育の向上に資するという役目を担う、子ども読書活動推進の要となる施設です。(参照：図書館法(昭和25年法律第118号)、図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号))

そのためには、就学前の子どもや中高生など、対象年代に応じた閲覧コーナーの設置や、本の魅力について、リーフレットや冊子、ウェブサイトやSNSなどを用い、子どもの発達段階に応じて手段を工夫しながら、常に新しい情報を提供していくことが必要です。特に、自主的に本を読むことが習慣づいていない子どもに対しては、読み聞かせ等のおはなし会、ワークショップ、展示会、フリーマーケットなど、図書館に来てもらうための工夫を行うことも必要です。

地域の保護者への啓発や、保育・教育施設に対する支援・研修、読書活動ボランティアの養成を積極的に行うとともに、これら人材の連携が進むよう、地域でのネットワークづくりや情報発信も大切な役割です。

(2) 教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)

乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、教育・保育施設には、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。(参照：幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号))

読み聞かせは、ほぼ全ての施設で実施されていますが、子どもが興味を持つ本、発達段階に応じた本に出会う機会を拡充するために、公立図書館等と連携を行いながら、絵本ルームや絵本コーナーなどの整備と蔵書の充実を図ることが重要です。また、保護者に対して、読み聞かせの大切さや意義を伝え普及していくことも大切な役割です。さらには、小中高生や読書活動ボランティアなど、多様な人と読書を通じた交流を行うことも望まれます。

(3) 学校

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法(昭和22年法律第26号)においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校においては、読書に親しむ機会の充実や子どもの発達段階に応じた本の紹介、子ども同士のブックトークやビブリオバトルのような読書経験を共有する取組みの導入等により、様々な本に触れる機会を提供することが必要です。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。そのためには、開館時間の確保や図書館業務を行う学校司書や司書教諭の適切な配置、図

書の充実や図書情報のデータベース化、他の図書館とのオンライン化、さらには学校図書館の活用を図るための教職員間の連携を進めていくことが重要です。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送るため、学校図書館には、子どもたちの「心の居場所」として過ごせるような機能の充実が求められています。

(4) 保健センター

保健センターは、乳幼児に対して、疾病の予防又は健康の保持増進に必要な診察、保護者への保健指導等の健康診査を実施しています。そうした機会に、保護者と子どもと一緒に絵本を楽しむことにより子育てにより効果を及ぼすことが期待できることから、絵本コーナーを設置したり、ブックスタートや読み聞かせ、絵本選びの相談等本に親しむさまざまな取組みを実施している保健センターが増えています。

保護者に対して、子どもの成長にとって乳幼児期に行われる絵本の読み聞かせ等がとても大切であることに気づいてもらえるよう、公立図書館と連携しながら、パパママ教室や健診の機会をとらえて、これらの取組みをさらに充実していくことが望まれます。

(5) 家庭

子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）では、保護者の役割として、「子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすこと」と規定されており、保護者には、生活習慣として子どもが日常的に本に接することができるよう心がけることが求められます。

家庭における読書習慣については、「母・父ともに1月あたりの読書冊数が多いほど、子どもの冊数も多くなっている」（第8回 21世紀出生児縦断調査結果：厚生労働省）ことが明らかとなっています。また、子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などについては、子どもの頃に「本を読んだこと」、「絵本を読んだこと」などの読書活動が多い人や、現在までに「好きな本」、「忘れられない本」があると回答した人は、成人後も1か月に読む本の冊数や1日の読書時間が多い傾向が示されています。また、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高く、特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い傾向にあります。（子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査【平成24年実施】研究報告書：国立青少年教育振興機構）

乳幼児期の家庭での読み聞かせや、家庭での読書環境が子どもの読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化に積極的な役割を果たす若い子どもに読み聞かせを行うことや、家族で、読んだ本を薦めあったり感想を話し合ったりすることは、子どもの読書習慣づくりのために非常に大切です。また、一緒に図書館や書店に出かけたり、記念日に本を贈るなどの取組みは、家族の絆を深めつつ子どもが魅力的な本と出会うきっかけとなります。

(6) 地域、街なか

学校、家庭だけでなく地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することで、子どもの読書環境は大きく広がります。

子育てサロンや公民館等の地域で実施する子育て支援事業や異世代交流事業を活用しながら、おはなし会等の本に親しむ機会を提供したり、学校支援地域本部として、多様な経験を有する地域人材の協力を得ながら、休み時間や放課後、週末や休業期間を活用し、図書の整理や読み聞かせ、図書館のミニ改造に取り組んでいる例もあります。

子どもの読書活動の推進を社会全体で効果的に取り組むためには公民連携による普及・啓発が大切です。

また、これまでも街なかにおいては、メディア、出版業界、書店、商業施設等の民間事業者において、自由な発想と強力なプロモーション力により、府民に「読書の楽しさと重要性」を伝えていく各種の活動が推進されています。こうした活動が更に進むよう、民間事業者と行政とが持続的な協力関係を築いたり、子ども読書推進に関わる団体のネットワークづくりを進める必要があります。

■子ども読書活動推進のための具体的方策

		視点			発達段階に応じた取組み					生活の場所ごとにおける取組み						
		読み聞かせの拡大	中学生の本との出会いの拡大	人材確保等とネットワークづくり	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期	必要とする場合	公立図書館	教育・保育施設	学校	保健センター	家庭	地域	街なか書店	の民間書店以外
1 子どもが本と出会うために(きっかけづくり)																
社会全体で取組みを進めるための実践例	1	リーフレットやおたより、冊子、ウェブサイトやSNSを活用したおすすめ本の紹介	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○
	2	乳幼児向けのおすすめ本に関する保護者への情報提供	○			○			○			○				○
	3	担任や学校司書、司書教諭等の教職員による、児童・生徒へのおすすめ本の紹介		○			○	○	○			○				
	4	読み聞かせやおはなし会の開催	○			○	○		○			○	○	○	○	○
	5	えほんのひろばなど、本との出会いの機会を提供するイベントの実施				○	○		○			○				
	6	読書ボランティアによる読み聞かせや、大学生、小中高生と乳幼児の読書を通じた交流の実施				○			○			○			○	
	7	ブックトーク等や特設コーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介		○			○	○	○			○				
	8	ビブリオバトルやアニメーションなどゲーム感覚を取り入れた読書の楽しさを伝える機会の提供		○					○	○		○				
	9	乳幼児健診時や子育て支援の場など様々な機会を活用した読み聞かせの実施、保護者の本選びへのアドバイス	○			○			○			○		○		
	10	ブックスタートによる家庭での読み聞かせのきっかけの提供	○			○			○							
	11	読み聞かせの重要性と手法に関する保護者への情報提供	○		○	○	○		○			○				
	12	読書に関心のない子どもや保護者が図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催				○	○	○	○							

府が主体となって進める取組み	1	リーフレットや冊子、ウェブサイトやSNSを通じて子ども向けのおすすめ本の情報提供を行います。また、リーフレットや冊子について、子どもや保護者が訪れる図書館以外の場所でも入手できるような工夫を検討します。	○	○		○	○	○	○							
	2	公立図書館司書・学校司書、司書教諭等の教職員・ボランティア等を対象に、1年間に出版された「新刊紹介」の講座を実施します。	○	○		○	○	○	○							
	3	中高生におすすめの本を紹介する取組みを民間と連携しながら進めます。		○					○	○						
	4	就学前読書活動フォーラムにおいて、公立図書館や教育・保育施設等で実施されている就学前の子どもの保護者への啓発の取組みについて、情報提供をします。	○		○	○			○							
	5	幼稚園教諭や小学校 教員、読書活動ボランティア等に対し、読み聞かせの手法に関する研修を実施します。	○		○	○	○		○	○						
	6	保護者に対し、読み聞かせの重要性に関する啓発や、乳幼児向けのおすすめ本の紹介、親子で読み聞かせを体験する場の提供を行います。	○		○	○	○		○	○						
	7	PTA、子ども会や子育て支援にかかる民間団体、民間企業等に対して、世代間交流や子育て支援の一環として読み聞かせ、おはなし会やえほんのひろばの開催等に取り組んでもらえるよう働きかけます。また、公立図書館や民間団体等が実施する「えほんのひろば」のための図書セットをつくります。	○			○			○							
	8	市町村に対し、保健センターや教育・保育施設、学校、公民館等を活用した読み聞かせが普及するよう、好事例や、交付金・助成金の活用例等の情報を提供します。	○			○	○		○	○						
	9	定期的に読み聞かせ等を行っている団体の活動等にかかる情報を収集・整理・分析し、提供します。	○		○	○	○		○	○						
	10	ビブリオバトル等に関する学校教職員や公立図書館司書向け研修の実施や 大阪府中高生ビブリオバトル大会を開催し、学校や公立図書館等におけるビブリオバトルの普及に努めます。		○					○	○						
	11	中高生をメインターゲットに図書館の使い方等を紹介したウェブサイト「YAIYAIYA!ぺんりやん図書館」を充実します。		○					○	○						
	12	図書館を知ってもらう、来てもらうことを目的としたイベントを開催します。		○					○	○	○	○				

■子ども読書活動推進のための具体的方策

2 子どもが本と親しむために(本を読むことの習慣化)		視点			発達段階に応じた取組み				生活の場所ごとにおける取組み							
		読み聞かせの機会拡大	中高生の本の読書の拡大	人材確保等とネットワークづくり	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期	必要とする場合	公立図書館	教育・保育施設	学校	センター	家庭	地域	街なか書店	の民間書店以外
社会全体で取組みを進めるための実践例	13	子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な図書コーナーの設置(わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫、YAコーナーなど対象年代別コーナーの設置など)	○			○	○	○	○	○	○					
	14	公立図書館から学校又は学校間の貸借を活用した学校図書館資料の補完	○				○	○	○	○						
	15	公民館内図書室、学校図書館や移動図書館の活用による公立図書館機能の補完・拡充				○	○	○	○	○						
	16	学校、教育・保育施設、放課後子ども教室や地域の文庫等地域の活動への団体貸出しの促進				○	○	○	○	○						
	17	学校における一斉読書の実施とその際の本選びのサポート					○	○	○		○					
	18	読書マラソン、読書通帳づくり、読書ノートなど、読んだ本を記録したり、目標とする読書量を設定する取組みの実施				○	○	○	○		○	○		○	○	
	19	本の帯創作コンクールやPOPづくり等、本から得たインスピレーションを作品にして発表する取組みの実施		○			○	○	○	○	○				○	
	20	時間を決めて家族一緒に本を読む、家族で同じ本を読むなど、家庭で本に親しむ時間の確保	○			○	○	○	○				○			
	21	子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、電子書籍の活用及びこれらの目録情報の整備				○	○	○	◎	○		○				
	22	手話によるおはなし会や文字が読めない子どもへの読み聞かせの実施	○			○	○	○	◎	○						
23	図書館へ行くのが困難な子どもがいる病院等の施設へ出向いたおはなし会や読み聞かせの実施	○			○	○	○	◎	○							
24	通訳ボランティア団体等との連携によるおはなし会や読み聞かせの多言語での実施	○			○	○	○	◎	○				○			

府が主体となつて進める取組み	13	府立図書館において、学校図書館のニーズにあわせた学校支援サービスを展開します。特に府立学校への学校支援を強化します。					○	○	◎						
	14	学校図書館の蔵書を補完し、子どもが興味を持つ本をタイムリーに提供できるよう、府立図書館と、市町村図書館を経由した学校図書館との連携の強化に向けた検討を行います。		○			○	○	○						
	15	市町村立図書館の機能を補完するため、府立図書館の協力車を活用し、協力貸出しを行います。					○	○	○	○					
	16	全ての府立高等学校において、生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努め、特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館します。		○					○	○					
	17	府立図書館が実施する団体貸出しについて、学校、教育・保育施設等での利用が促進されるよう、内容の充実や広報に一層努めます。			○		○	○	○	○					
	18	読書指導や学校図書館運営の先進的な取組み事例、学校図書館の環境づくりについて、学校教職員等に対し情報提供を行います。			○		○	○	○	○					
	19	府内の小中学校において「朝ごはん・朝のあいさつ・朝の読書」を推進する「3つの朝運動」に取り組みます。													
	20	中高生(YA世代)に対する読書活動推進の好事例を収集し、市町村立図書館に情報発信します。		○					○	○					
	21	本のPOPづくりコンクールを実施します。		○					○	○					
	22	子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、その他電子書籍の活用検討を行います。							○	○	○	◎			
	23	すべての府立支援学校において、学校図書館を利用した授業展開の充実、大阪府学校人材バンクの活用、地域との連携等により、読書活動の一層の充実に努めます。							○	○	○	◎			
24	支援が必要な子どものおはなし会を開催します。特に、障がいのある子どもが本と親しむ機会を定期的に提供します。	○						○	○		◎				
25	病院や児童養護施設等を対象とした団体貸出しや読書活動ボランティアによるおはなし会の支援を行います。	○						○	○	○	◎				

■子ども読書活動推進のための具体的方策

3 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために(読む力、考える力の育成)	
社会を進めるための取り組みを例	25 児童・生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションや公立図書館見学の実施
	26 児童・生徒が目的や課題に応じて本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施
	27 公立図書館司書や学校司書、司書教諭のレファレンス能力の向上
	28 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充
	29 公立図書館における調べ学習の支援(教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置)
	30 学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の優れた実践例に関する情報提供や研修の実施

視点			発達段階に応じた取り組み				生活の場所ごとにおける取り組み								
読み聞かせの機会を拡大	中学生の読書の充実	トワークづくり人材確保等とネットワーク	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期	必要とする場合	公立図書館	教育施設・図書室	学校	センター	家庭	地域活動	街なか		
													書店	の民間書店以外	
	○			○	○	○			○						
	○			○	○	○			○						
				○	○	○	○		○						
	○			○	○	○			○						
	○	○		○	○	○	○								
		○		○	○	○	○								

て進める取組みが主体となつて府	26 高校の調べ学習に資する協力貸出しが促進されるよう高校への広報に努めます。
	27 教育センターにおける教員向け研修において、学校図書館や公立図書館を活用した授業展開等に関する研修を実施します。
	28 読書活動フォーラムにおいて、学校図書館を利用した先進的な取組み事例等を情報提供します。

	○				○	○
		○		○	○	○
		○		○	○	○

■子ども読書活動推進のための具体的方策

3 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために

			視点		発達段階に応じた取組み				生活の場所ごとにおける取組み								
			読み聞かせの機会を拡大	中高生の本との出会いの拡大	人材確保等とネットワークづくり	必要とする場合	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期	公立図書館	教育・保育施設	学校	健康センター	家庭	街なか		
															地域活動	書店	の民間書店以外
社会を全体的に取るための実践を例	32	読書活動をすすめるキャンペーンの展開			○										○	○	○
	33	「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施			○										○	○	○
	34	家庭での読書の重要性に関する保護者への情報提供や講習の実施	○		○												
	35	学校司書、司書教諭の適切な配置			○						○						
	36	公立図書館司書を対象とした研修の実施			○												
	37	学校司書、司書教諭など学校教職員を対象とした研修の実施			○												
	38	教育・保育施設の教職員等を対象とした読み聞かせ講座等の実施	○		○												
	40	読書活動ボランティアの養成	○		○												
	41	子ども読書活動推進計画の策定			○												
	42	子ども読書活動推進のための連絡会議の開催やネットワーク組織の設置			○												
府が主体となつて進める取組み	29	広く府民に、子どもが小さい頃から読書に親しむことの重要性について啓発を行います。また、月に一度読書を楽しむ日として「PAGE ONEの日」を設定し、家庭で本を読む、図書館や書店に親しむことを市町村や民間企業・団体等と連携して府民への普及啓発に努めるとともに、府立図書館においてもイベントを実施します。			○	○	○	○									
	30	書店やPTA、子ども会等の民間団体と連携するなど多様な機会と手段を活用した、読書の魅力と重要性に関する啓発を展開します。			○	○	○	○									
	31	親子で読書を楽しむことの重要性を学ぶための教材を作成し、府が進めている親学習(※12)を通じて読書活動の大切さの保護者への普及に努めます。			○		○	○									
	32	「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」にあわせ、府立図書館で子ども向けのイベントを開催します。また、府内の市町村立図書館の取組みに関する情報を収集・整理し、ウェブサイトで提供します。			○	○	○	○									
	33	公立図書館司書、学校司書、司書教諭を対象とした研修を実施します。			○	○	○	○									
	34	市町村立図書館における乳幼児向けサービスが向上するよう、図書館職員等への研修を行います。			○	○	○	○									
	35	小学校及び中学校における学校司書や司書教諭を中心とした学校図書館の活性化が進むよう、市町村に対して働きかけるとともに、学校図書館を活用した好事例等の情報を提供します。			○		○	○									
	36	府立学校において、司書教諭等を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立します。			○		○	○									
	37	中学校・高等学校の教職員向けに、中高生が魅力的な本と出会うための先進的・効果的な取組事例の紹介や手法について情報提供します。		○	○			○	○								
38	読書活動ボランティア養成講座を実施します。	○		○	○	○	○										
39	市町村に対し、子ども読書活動推進計画の策定や、子ども読書活動推進のための連絡会議の設置について働きかけます。			○	○	○	○										
40	市町村に対し、学校支援地域本部(※13)等における子どもの読書活動に関する取組みの好事例を紹介するとともに、取組みの実施について働きかけます。			○			○										
41	定期的に読み聞かせ等を行っている団体の活動等にかかる情報を収集・整理・分析し、提供します。(再掲)	○		○	○	○	○										

第5章 参考資料

1 子どもの読書活動推進の取組み等調査（詳細）

(1) 調査の概要

① 目的

平成 26 年度における府内の学校や市町村立図書館等での子どもの読書活動推進の取組み状況並びに児童・生徒及び保護者の読書活動の状況を把握し、子ども読書活動推進にかかる課題を明らかにすることを目的とする。

② 対象と方法

- 1) 国立・公立・私立小学校、中学校、高等学校、支援学校【全数調査】
- 2) 公立・私立幼稚園（認定子ども園を含む）【全数調査】
- 3) 公立図書館（分館、公民館図書室含む）【全数調査】
- 4) 公民館（公民館類似施設含む）、青少年教育施設【全数調査】
- 5) 公立・民間保育所（認定子ども園を含む）【全数調査】
- 6) 保健センター【全数調査】
- 7) 市町村教育委員会【全数調査】
- 8) 児童・生徒（小6、中3、高3）【抽出調査】
- 9) 保護者（小6、中3、高3の保護者）【抽出調査】

③ 調査時期

平成 27 年 2 月～6 月

④ 調査数と回収率

1) 学校（全回答数：1,841校 97.6%）

	公立			私立			国立		
	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率
小学校	1,001	1,001	100.0%	17	14	82.4%	3	3	100.0%
中学校	469	469	100.0%	65	51	78.5%	3	1	33.3%
高等学校	177	177	100.0%	103	78	75.7%	3	1	33.3%
支援学校	45	45	100.0%				1	1	100.0%

2) 幼稚園（全回答数：502園 66.7%）

	公立			私立			国立		
	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率
幼稚園	327	327	100.0%	425	174	40.9%	1	1	100.0%

3) 公立図書館

	調査数	回答数	回収率
図書館	161	161	100.0%

4) 公民館（類似施設）、青少年教育施設（全回答数：292施設 100.0%）

	調査数	回答数	回収率
公民館（類似施設）	229	229	100.0%
青少年教育施設	63	63	100.0%

5) 保育所（全回答数：811施設 63.0%）

	公立			民間		
	調査数	回答数	回収率	実施数	回答数	回収率
保育所	318	312	98.1%	969	499	51.5%

6) 保健センター

	調査数	回答数	回収率
保健センター	78	78	100.0%

7) 市町村教育委員会

	調査数	回答数	回収率
市町村教育委員会	43	43	100.0%

8) 児童・生徒（全回答数：3,750人 96.1%）

9) 保護者（全回答数：3,160人 81.0%）

		学校数	調査数	回答数	回収率
小学6年生	児童	43	1,327	1,261	95.0%
	保護者		1,327	1,142	86.1%
中学3年生	生徒	39	1,319	1,249	94.7%
	保護者		1,319	1,060	80.4%
高校3年生	生徒	33	1,255	1,240	98.8%
	保護者		1,255	958	76.3%

(2) 結果概要

① 学校（小学校・中学校・高等学校・支援学校）

<学校図書館の開館状況>

「平日毎日」開館している学校の割合は下表のとおりで、いずれの学校も5年前に比べて増加しているものの、公立小学校・中学校で3割程度が、毎日図書館を開館していない。

また、開館時間についても限定的である学校が多く、「全日開館」している学校は、15～35%といずれの校種でも低い。

平日毎日図書館を開館している学校の割合

	小学校		中学校		高等学校		支援学校
	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	国立・公立
平成26年度	72.6%	94.1%	63.3%	86.5%	94.4%	86.1%	60.0%
平成21年度	69.0%	75.0%	57.0%	98.8%	95.8%	98.8%	52.8%

<公立図書館との連携状況>

公立図書館と連携している学校の割合は下表のとおりである。

連携していない理由については、「連携したいができていない」が、公立小学校では連携未実施校の3分の2を、公立中学校、公立支援学校では、半数を占めている。公立高等学校は、「連携する必要がない」が過半数を超え、連携の必要性を教職員があまり感じていない。また、公立図書館と連携している私立学校の割合は30%に満たず、連携をしていない理由は「連携する必要がない」が多い。

公立図書館と連携している学校の割合

	小学校		中学校		高等学校		支援学校
	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	国立・公立
平成26年度	90.5%	58.8%	56.9%	24.0%	27.7%	20.3%	26.7%
平成21年度	92.0%	50.0%	47.9%	13.8%	33.1%	13.8%	25.0%

<読書活動ボランティアとの連携状況>

読書活動ボランティアと連携している学校の割合は下表のとおりで、校種間の差は大きいものの、公立学校はいずれの校種においても5年前に比べ増加している。

連携をしていない学校のうち、連携をしたいができていない理由として、いずれの校種でも「ボランティアがいない」が多く挙げられている。

読書活動ボランティアと連携している学校の割合

	小学校		中学校		高等学校		支援学校
	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	国立・公立
平成26年度	86.2	58.8	49.5	3.8	16.4	1.3	35.6
平成21年度	78.0	25.0	13.0	8.8	1.8	8.8	25.0

<読書活動推進の取組み状況>

公立小学校では、「一斉読書」、「図書を読み聞かせ」、「教室に本を設置する」などが9割以上と高いことに加え、「コンクールへの参加」も8割以上と多くの学校で取り組まれているが、「家読の推奨」や「ノーテレビノーゲームデイなどの取組みの推奨」など家庭と一緒にやる取組みは少ない。

公立中学校では、「一斉読書」、「教室に本を設置」、「コンクールへの参加」などが7割前後と多くの学校で取り組まれているが、「ビブリオバトル」や「ブックトーク」、「教職員による本の紹介」等、子どもがさまざまな本に出合えるような取組みは少ない。

公立高等学校では、「必読書や推薦図書のコーナーの設置」、「教職員や学校図書館担当職員による本の紹介」と本を紹介する取組みが多く実施されているが、「一斉読書」、「ビブリオバトル」など、子どもが本を読むきっかけになる取組みは少ない。

各項目の取組みを実施している学校の割合

	公立 小学校	公立 中学校	公立 高等学校	国立・公立 支援学校
図書館の利用方法のオリエンテーション	85.2%	79.1%	86.4%	53.3%
一斉読書	91.9%	76.3%	12.4%	11.1%
図書を読み聞かせ	95.9%	22.8%	6.8%	68.9%
ブックトーク	49.0%	16.2%	5.1%	13.3%
ビブリオバトル	7.0%	5.8%	9.0%	0.0%
必読書コーナーや推薦図書コーナーの設置	59.2%	61.6%	89.3%	35.6%
教室に本を設置	95.8%	71.9%	12.4%	55.6%
目標とする読書量の設置	28.5%	8.3%	9.0%	2.2%
読書量を競う活動	33.0%	10.4%	11.9%	11.1%
読書量を記録するカードの使用	65.0%	32.0%	13.6%	35.6%
コンクールへの参加	85.2%	67.8%	35.6%	11.1%
教職員による本の紹介	38.0%	39.2%	65.5%	44.4%
学校図書館担当職員による本の紹介	39.4%	43.5%	67.8%	31.1%
図書館司書及びボランティアによる本の紹介	54.2%	23.2%	6.2%	20.0%

	公立 小学校	公立 中学校	公立 高等学校	国立・公立 支援学校
本の帯やポップの作成	49.3%	53.5%	71.2%	20.0%
校種間連携	13.6%	16.6%	6.2%	2.2%
家読の推奨	36.3%	20.5%	15.3%	6.7%
ノーテレビ、ノーゲームディなどの取組みの推奨	8.1%	3.8%	1.1%	2.2%

<児童・生徒が本を読みたくなるために有効な取組み状況>

児童、生徒が本を読みたくなるために有効な取組み（「とても思う」と回答している学校の割合）

	公立 小学校	公立 中学校	公立 高等学校	国立・公立 支援学校
学校図書館に児童・生徒が好む本をもっと置く	72.4%	63.0%	59.3%	75.6%
教室に自由に読める本を置く	70.1%	44.3%	20.3%	48.9%
学校で休み時間などにいつでも本を借りられるようにする。	58.2%	50.1%	56.5%	55.6%
学校図書館の雰囲気をもっとよくする	58.9%	54.3%	53.1%	53.3%
友達同士で読んだ本やおすすめの本を紹介しあう	58.3%	57.8%	44.1%	22.2%
学校で先生からおすすめの本を紹介する	50.3%	47.5%	39.0%	26.7%
同世代の児童・生徒がどのような本を読んでいるのかを紹介する	32.5%	39.6%	23.2%	13.3%
本を読むことの意味や効果を明確に示す。	29.0%	29.0%	18.6%	4.4%
自分で調べて発表する授業を多くする	34.8%	30.2%	24.3%	11.1%
授業で学校図書館をもっと活用する	49.6%	42.5%	38.4%	22.2%
学校で児童・生徒がいっしょに必ず読書する時間をつくる	51.0%	44.6%	11.3%	13.3%
図書館での本の貸し出しをもっと便利にする	32.1%	25.8%	14.1%	15.6%

② 幼稚園・保育所（認定こども園は、それぞれの形態に応じてどちらかに含まれる。）

<保護者への啓発の実施状況>

保護者への啓発を実施している教育・保育施設の割合

	幼稚園		保育所	
	公立	国立・私立	公立	民間
平成 26 年度	95.1%	67.8%	95.5%	81.6%
平成 21 年度	75.1%	57.9%	82.1%	73.0%

各項目の取組みを実施している教育・保育施設の割合

	幼稚園		保育所	
	公立	国立・私立	公立	民間
絵本の読み聞かせ講座	29.4%	16.7%	17.3%	24.4%
おすすめ絵本の紹介	52.0%	44.3%	68.6%	53.9%
おすすめ絵本リストの作成・配布	19.6%	15.5%	15.7%	12.4%
家庭への絵本の貸し出し	80.4%	37.4%	76.0%	50.3%
読書の記録ノートの推奨	35.2%	9.2%	9.0%	8.6%
その他	29.4%	13.2%	26.6%	20.8%

<絵本ルームの整備状況>

絵本ルームがある教育・保育施設の割合及びそのうち蔵書冊数が500冊以上ある教育・保育施設の割合

	幼稚園		保育所	
	公立	国立・私立	公立	民間
絵本ルームがある	96.6%	85.1%	77.2%	78.4%
うち蔵書冊数が500冊以上ある	67.4%	39.9%	39.8%	37.6%

<公立図書館との連携状況>

幼稚園、保育所とも、私立・民間の施設より公立施設のほうが公立図書館と連携している割合が高い。

連携内容として最も多いものは「団体貸出」であり、公立幼稚園では5割、公立保育所では8割の施設で実施されている。また、連携を望む内容として最も多いのが、公立幼稚園では「司書の派遣」であるのに対し、公立保育所では「団体貸出」（であることから、公立保育所においては公立図書館と連携して図書の充実を望んでいることが伺える。

公立図書館と連携している教育・保育施設の割合

	幼稚園		保育所	
	公立	国立・私立	公立	民間
平成26年度	70.3%	22.4%	69.9%	38.9%
平成21年度	70.1%	20.9%	68.1%	34.0%

③ 公立図書館

<子どもの読書活動推進の取組み状況>

各項目の取組みを実施している公立図書館の割合

	平成26年度	平成21年度
絵本の読み聞かせやおはなし会	96.9%	94.8%
ブックトークの実施	9.3%	37.8%
読書活動を記録する用紙の配布	9.9%	—
子どもを対象としたHP等での情報発信	24.2%	—

子ども向け（YAを含む）資料の展示	78.9%	—
ブックリストの作成	42.9%	54.1%
おはなしボランティア養成講座等	33.5%	—
保護者向け講演会	19.3%	—
その他	28.6%	40.7%
絵本の読み聞かせやおはなし会	96.9%	94.8%
ブックトークの実施	9.3%	37.8%
読書活動を記録する用紙の配布	9.9%	—
子どもを対象としたHP等での情報発信	24.2%	—
子ども向け（YAを含む）資料の展示	78.9%	—

※「—」は、平成21年度の調査項目に設問がなかった項目

<障がいのある子どもに配慮した「おはなし会」の実施状況>

障がいのある子どもに配慮した「おはなし会」を実施している公立図書館の割合

	平成26年度	平成21年度
障がいのある子どもに配慮したおはなし会の実施	9.9%	28.9%

<外国人の子どもへの読書支援の取組み状況>

外国人の子どもが本に親しめる催しを実施している公立図書館の割合

	平成26年度	平成21年度
外国語の絵本・児童書の配置	62.1%	—
外国語での絵本リストや利用案内の配置	12.4%	—
外国語での館内案内の表示を設置	3.1%	—
読書環境づくりのその他	8.1%	—
外国語によるおはなし会の実施	9.3%	3.0%
催しのその他	9.9%	—

※「—」は、平成21年度の調査項目に設問がなかった項目

<読書活動ボランティアとの連携状況>

9割以上の公立図書館で読書活動ボランティアの連携をしているが、読書活動ボランティアに対する研修は、図書館主催、読書活動ボランティア主催とも、あまり実施されていない。

読書活動ボランティアと連携している公立図書館および読書活動ボランティアに対する研修を実施している公立図書館の割合

	平成26年度	平成21年度
ボランティアと連携している	90.1%	83.7%
ボランティア研修を実施している（図書館主催）	33.8%	60.2%(※)

※平成21年度は「ボランティア研修をしていますか。」という問いのため、「図書館主催」で実施しているかは明確でない。

④ 公民館（公民館類似施設含む）・青少年教育施設
 <子ども読書活動の推進に関わる取組みの実施状況>

子ども読書活動の推進に関わる取組みを実施している施設の割合

	公民館	青少年教育施設
施設が企画する取組み	23.6%	27.0%
読書ボランティアが施設を利用して実施する取組み	14.8%	15.9%

<公立図書館との連携状況>

公立図書館との連携はあまり進んでおらず、その理由としては「取組む必要がない」が、公民館で78.8%、青少年教育施設で59.6%と多い。

公立図書館と連携している施設の割合

	公民館	青少年教育施設
平成26年度	30.1%	25.4%
平成21年度	30.8%	34.1%

⑤ 保健センター

<保健センターにおける子ども読書活動の取組み実施状況>

3ヶ月健診・4ヶ月健診で「乳児と保護者が一緒に絵本を楽しむ取組み」を実施している割合

	平成26年度	平成21年度
実施している	85.9%	86.1%

3ヶ月健診・4ヶ月健診以外で実施している取組み（複数回答可）

	平成26年度	平成21年度
1歳半健診時の絵本の読み聞かせ等	26.9%	18.1%
3歳半健診時の絵本の読み聞かせ等	28.2%	15.3%
赤ちゃん広場での絵本の読み聞かせ等	14.1%	51.4%
出産前教室での絵本の読み聞かせ等	12.8%	8.3%
絵本コーナー等の設置及び貸出	35.9%	25.0%
図書館の利用案内や絵本リスト等の配布	50.0%	70.8%
その他	30.8%	18.1%
行っていない	2.6%	2.8%

⑥ 教育委員会

<子ども読書活動の推進に関わる組織の設置状況>

子ども読書活動の推進に関わる組織を設置している市町村の割合

	平成 26 年度	平成 21 年度
外部有識者を交えた組織	16.3%	27.9%
庁内各課の組織	41.9%	39.5%

⑦ 児童・生徒・保護者

- ・ 「本を読むことが好きな」児童・生徒の割合は、小学6年生 **44.2%**、中学3年生 **38.9%**、高校3年生 **32.6%**と年齢が進むにつれて減少するものの **10%**程度の差である。
しかし、平日、休日に関わらず少しでも「本を読む人数」の割合になると、小学6年生 **87.2%**、中学3年生 **75.4%**、高校3年生 **50.9%**と年代があがるにつれ **40%**近く減少している。
- ・ 本を読まない理由としては、「本が好きでない」とする子は小学6年生で **5.7%**、中学3年生で **11.1%**、高校3年生で **16.2%**と低い割合である。
- ・ 「本は好きだが読まない」理由としては、「時間がない」が多い。「時間がない」理由としては、回答の多い順に、小学6年生では「ゲーム」、「習い事やスポーツ活動」、「友達との遊び」、中学3年生では「塾や勉強」、「部活動や生徒会」、「テレビやインターネット」、高校3年生では「塾や勉強」「テレビやインターネット」、「電話やメール、SNS」となっている。また、「読みたい本がないから」という理由は、各年代とも **25%**を越えている。
- ・ 電子書籍については、平日、休日の両方とも全体の **70%**以上が読んでいない。

「本を読むことが好き」な子どもの割合

	小学6年生	中学3年生	高校3年生
好き	44.2%	38.9%	32.6%
どちらかという好き	32.9%	28.0%	32.4%
あまり好きでない	16.5%	21.2%	24.3%
好きでない	6.3%	11.6%	10.5%

「本を読む」子どもの割合

	小学6年生	中学3年生	高校3年生
平日、休日に関わらず本を読む	87.2%	75.4%	50.9%
全く読まない	12.8%	24.6%	49.1%

- ・ 「読む本をどのように手に入れるか」については、「書店で買う」がどの年代でも一番多く、小学6年生で6割、中学3年生、高校3年生では7割を占めている。小学6年生については、「学校図書館で借りる」も6割と高く、学校図書館が利用されていることがわかるが、中学3年生、高校3年生では、2割程度と低い状況である。

「読む本を手に入れる方法」の割合（複数回答可）

	小学6年生	中学3年生	高校3年生
書店・古書店（ネットショップを含む）で買う	65.0%	76.3%	75.1%
学校の図書館（図書室）で借りる	62.1%	24.5%	14.4%
地域の図書館で借りる	38.9%	19.1%	15.7%
友達に借りる	13.5%	23.4%	20.9%
家にある本を読む	52.5%	42.3%	34.4%
その他	1.5%	1.8%	1.0%

- ・ 読む本の選び方については、「書店や図書館で見て、気になった本」や「自分の好きなジャンルの本」がいずれの年代も6割を超えている。また、「アニメや漫画の原作や関連の本」も、4割前後と高い割合である。

読む本の選び方の割合（複数回答可）

	小学6年生	中学3年生	高校3年生
書店や図書館で見て気になった本を読む	73.9%	66.8%	36.5%
インターネットを見て気になった本を読む	9.7%	23.9%	12.7%
新聞や電車の広告を見て気になった本を読む	6.5%	10.6%	32.6%
家にある本を読む	45.1%	36.9%	31.1%
ベストセラー・話題の本を読む	15.6%	30.8%	37.2%
アニメやマンガの原作や関連の本を読む	37.6%	42.7%	28.4%
テレビドラマや映画の原作や関連の本を読む	26.6%	36.8%	34.1%
自分の好きな作家の本を読む	20.8%	28.7%	61.2%
自分の好きなジャンルの本を読む	63.5%	62.8%	24.4%
友達のすすめる本を読む	17.9%	26.2%	7.1%
兄弟姉妹のすすめる本を読む	7.5%	8.7%	9.0%
保護者のすすめる本を読む	10.3%	10.2%	3.6%
学校の先生がすすめる本を読む	4.8%	4.1%	1.9%
推薦図書一覧等の中から選んで読む	9.1%	3.3%	1.1%
その他	2.5%	2.9%	36.5%

- ・ これまでの読み聞かせを「よくしてもらった」または「ときどきしてもらった」割合は、「小学校に入学する前」には8割と平成23年度の大阪府学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生実施）と比べて高い割合であるものの、「小学校低学年」では、5割、「小学校高学年」では、1割と大きく減少している。

これまでの読み聞かせを「よくしてもらった」または「ときどきしてもらった」割合

小学校に入学する前	85.1%
小学校低学年	50.1%
小学校高学年	9.0%

- 「小学校に入学する前の読み聞かせ」や「小学校低学年での読み聞かせ」をよくしてもらった子どもほど、読書が好きである傾向がある。

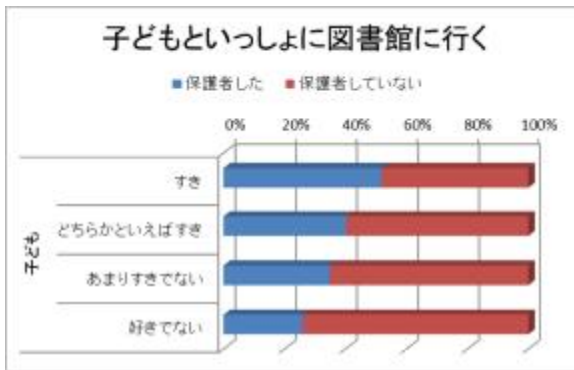
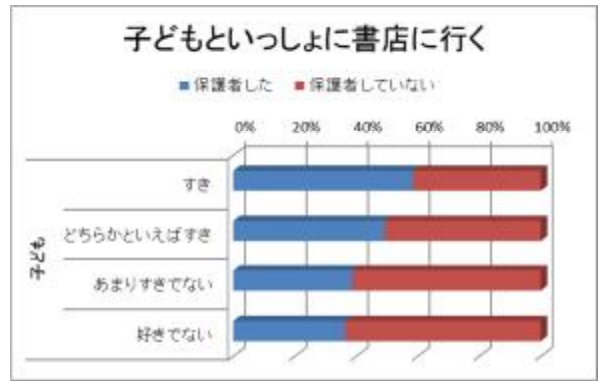
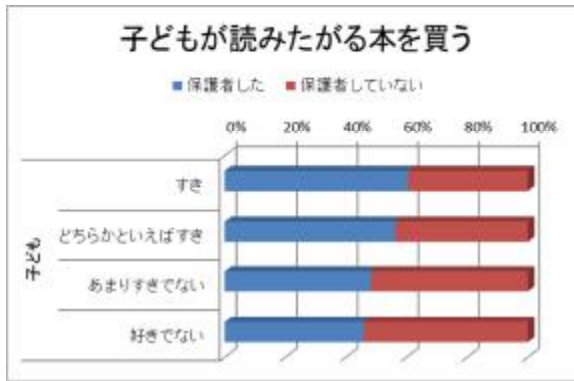


- 保護者が読み聞かせ以外に実施している読書のきっかけづくりとしては、「子どもが読みたがる本を買う」「子どもと一緒に書店に行く」が高い割合で回答されている。

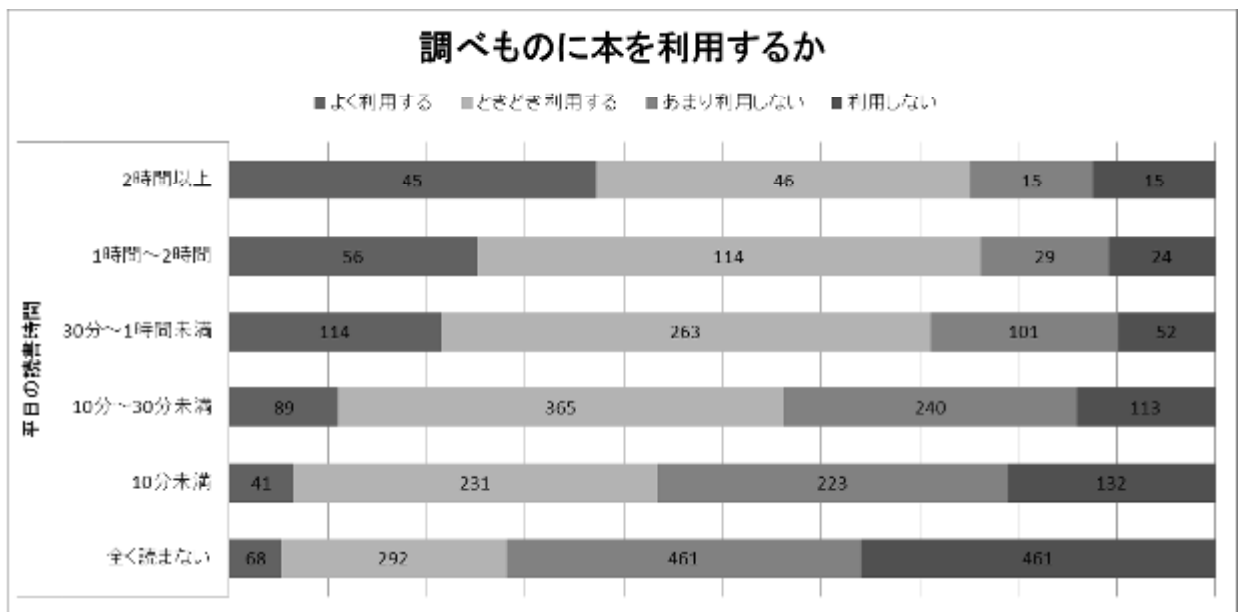
保護者が読み聞かせ以外に行っている読書のきっかけづくり（複数回答可）

子どもに自分が読んだ本をすすめる	27.8%
子どものためになる本をすすめる	24.6%
自分がすすめる本を子どもに買う	14.9%
子どもが読みたがる本を買う	52.4%
子どもと同時に本を読む時間をつくる	7.8%
自分がすすんで読書をする	17.4%
子どもと読んだ本の内容について話をする	24.2%
子どもといっしょに図書館に行く	40.1%
子どもの質問に対して、いっしょに本や辞書で調べる	18.1%
子どもといっしょに書店に行く	46.9%
子どもがすすめてくれた本を自分も読む	15.4%
その他	2.4%
特に何もしていない	9.0%

- 上記表に記載しているうち、「子どものためになる本をすすめる」以外の全ての項目について、子どもの「読書が好き」と関連がある。つまり、保護者が、子どもが読みたがる本を買う、子どもといっしょに図書館や書店に行くなどの働きかけをしているほど、子どもは読書が好きである傾向がみられる。



- ・ 平日の読書時間が長い子どもほど、調べものによく本を利用している傾向がある。



2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 用語解説

※1 学校図書館図書標準：文部科学省が平成5年3月に定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学校の種別と学級数毎に整備すべき蔵書冊数が示されている。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 盲学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,600
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 盲学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$

オ 聾学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

カ 聾学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※2 司書教諭：「学校図書館法（昭和28年8月8日法律第185号）では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしています。（学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければなりません。） 司書教諭は、教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用につい

て中心的な役割を担います。」【文部科学省 HP より】

※3 学校司書：学校図書館法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないことが定められた。

なお、※1～※3の推進にあたって、国では、以下の地方財政措置を平成 24 年度から講じている。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360321_2.pdf

※4 大阪府社会教育委員会議：「社会教育法」に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため大阪府に置いている附属機関。

※5 ICT：英語の **Information and Communication Technology** の略で、情報通信技術のこと。情報処理および情報通信に関連する技術の総称。

※6 情報活用能力：「課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。」【文部科学省「教育の情報化に関する手引き」（平成 22 年 10 月）より】

※7 生きる力：「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」【中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第1次答申・平成8年7月19日）より】

※8 コンテンツ：「中身」、特に「情報の中身」のこと。CD-ROM やインターネットやデジタル放送などの電子媒体を通じてやり取りされる、テキスト、音声、映像、ソフトウェアなどの情報やサービスをさす。「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（平成 16 年 6 月 4 日法律第 81 号）では、「コンテンツ」の定義を、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。」と規定している。

※9 ビブリオバトル：発表者がお薦めの本の魅力を 5 分間で紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」（チャンプ本）を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。

※10 YA：ヤングアダルト（Young Adult）の略。主に中学生・高校生を中心とした 10 代の若者を指す。

- ※11 えほんのひろば：たくさんの絵本や図鑑、写真集などを表紙が見えるよう並べた広場のようなスペースを設け、寛ぎながら読んだり、眺めたり、読んでもらったりする活動。
- ※12 ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者の紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。【国の読書計画より】
- ※13 アニマシオン：指導者と子どものグループが1冊の本を読み、間違い探しや登場人物に関するクイズなどのゲーム感覚の読書体験を重ねるうちに、自分なりの読む力をつくりあげていくことを支援する指導法
- ※14 ブックスタート：乳児健診などの機会を利用して、乳児とその保護者に、絵本を介して触れ合う楽しさや大切さを伝えながら、絵本や子育てに関する情報などを手渡す活動。
- ※15 親学習：子育てについての身近なエピソードを題材にした教材を使って、親どうしが親と子の関係や子育てについて話し合い伝え合うことを通して、自ら成長していく参加体験型の学習。
- ※16 学校支援地域本部：学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとして、教育コミュニティづくりの拡大・発展を図るため、中学校区単位に設置する学校教育を地域全体で支援する体制。

